



2014年ディスクロージャー誌
JA山梨信連からのお知らせ

Disclosure 2014

CONTENTS

ごあいさつ…………… 2

経営

- 1. 経営理念・経営方針 …………… 3
- 2. リスク管理の状況 …………… 4
- 3. JA グループ・JA バンクシステム …… 11
- 4. 事業の概要 …………… 13
- 5. 地域貢献情報 …………… 19
- 6. トピックス …………… 22

業務内容

- 7. 主な事業の内容 …………… 24

当会の組織

- 8. 組織等について …………… 30
- 9. 沿革・歩み …………… 32

資料編

- 10. 経営資料編 …………… 33
- 索引 …………… 74



本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成した
ディスクロージャー資料です。
金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

ごあいさつ



経営管理委員会会長

廣瀬 久信



代表理事理事長

岩下 邦夫

みなさまには、日頃より山梨県信用農業協同組合連合会（愛称 JA バンク山梨信連）をお引き立ていただき、厚くお礼申し上げます。

当会は、昭和 23 年の設立以来、県下 JA とともに農業の専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただいております。

これもひとえに、ご利用いただいておりますみなさまのご愛顧ご支援の賜と深く感謝申し上げます。

平成25年度の日本経済は、積極的な金融・財政政策への転換などを柱とするアベノミクスの効果により、緩やかながらも着実な回復となりました。また個人消費は夏場から年末にかけて減速が見られたものの、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の強まりにより再び好調なものとなり、経済成長に寄与しました。

農業においては、食の安全・安心への関心の高まりにより安全な国内農畜産物への需要が強まっているとともに、Uターン就農者や新規参入就農者の増加など農業に対する期待が高まっています。

農業者支援の新しい枠組みや6次産業化支援、農産物輸出促進等の動きなど、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。

県内においては、2月の記録的な大雪により県下全域で甚大な農業施設の被害が発生し、被災農業者の営農継続と早期復旧を図るために緊急雪害対策資金を創設し、金融面での農業者支援に注力しました。

このような現況の中、平成 26 年度は当会の中期経営計画「次代へつなぐ JA バンク山梨」（平成 25 年度～ 27 年度）の中間年度として、重点課題に対する着実な実践に取り組み、県域信用事業本部としての役割と機能を最大限に発揮することを目指して重点課題に取り組んでまいります。

本年度も当会の経営方針や業績、ならびに 1 年間の活動状況をみなさまにご紹介するためディスクロージャー誌「JA 山梨信連からのお知らせ」を作成いたしました。

これによりみなさまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

当会の果たすべき公共的使命と社会的責任を深く認識し、農業および地域社会の発展に貢献できますよう、役職員一丸となって JA バンクの健全性確保、収益力の向上、業務の効率化への取り組みに努めてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 26 年 7 月

経営管理委員会会長 廣瀬 久信
代表理事理事長 岩下 邦夫

経営理念

当会は、JAバンク会員である県内のJAと一体となり、「JAバンク山梨」として、相互扶助の精神のもと発展していくことを共通の理念とする農業系金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、JAグループの一員として、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業強化の支援を行い、山梨県の農業と地域経済の発展に貢献し、JA組合員をはじめ県内の皆様の期待と信頼に応えることを使命としております。

経営方針

当会は、県内JAが農家組合員および地域の皆様からお預かりした貯金など、安定的な資金調達基盤を背景に資金の効率的運用と信用秩序の維持機能の役割を担い、会員への安定的な収益還元と機能提供に努めております。当会の資金は、農業に関連する融資をはじめ、地元企業や地方公共団体等にもご活用いただき、JA組合員および地域の人々に対する豊かな暮らしの実現と農業の発展に貢献する事業の展開を目指しております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった分野も含めて、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでまいります。

リスク管理の状況

リスク管理体制

●リスク管理基本方針

金融市場の急速な変化により、金融機関が抱えるリスクは多様化、複雑化し、様々なリスクへの適切な対応が求められています。

当会では、経営の健全性の確保と安定性を維持するために、リスク管理を経営の最重要課題であると認識し、リスクの種類やリスク管理の組織体制などリスクマネジメントの枠組みを定めた「リスクマネジメント基本方針」を制定しています。

この方針に基づき、様々なリスクを共通の見方で統合的に捉え、経営体力に見合ったリスク制御と収益性のバランスを図るなどリスク管理の高度化・強化に取り組んでいます。

リスク管理委員会は、関係各部署の代表者によって構成される組織横断的な協議体であり、リスクの統一的・網羅的な把握と、対応策の検討や方針の策定を行い、ALM委員会ではより具体的なマネジメント、ALM管理、収支管理などを行っています。

また、リスクマネジメントの有効性を検証するため、被監査部門から独立した監査室による定期的・計画的な内部監査を実施しています。

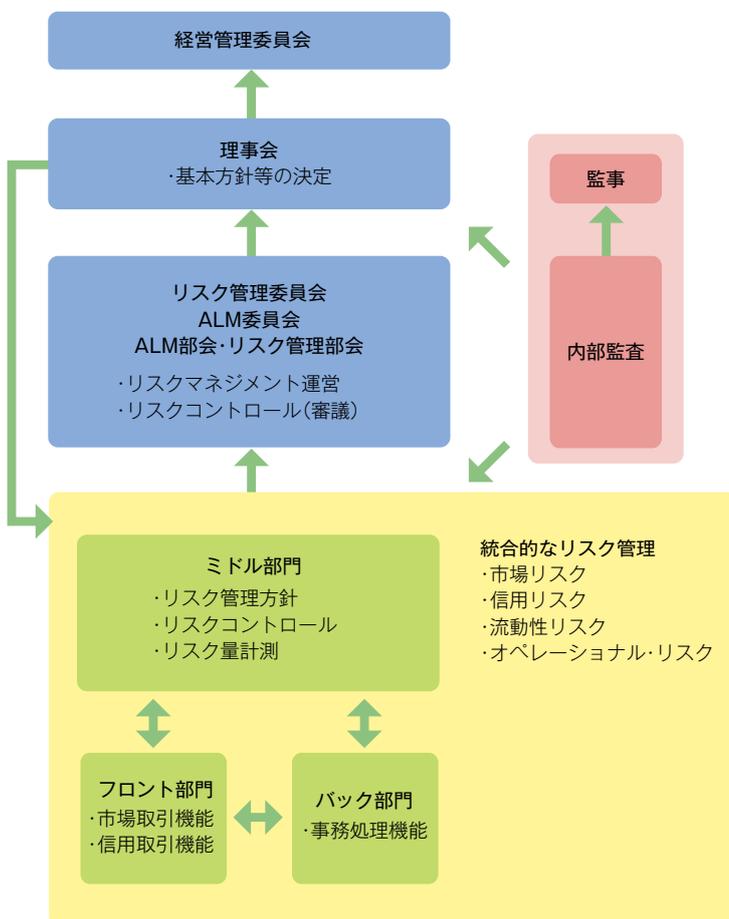
市場リスクに関するリスクマネジメントは、経営体力の範囲内において効率的な運用を行うことを基本にリスクコントロールに努めています。具体的には、VaR（バリューアットリスク）計測に基づくリスク量が、自己資本等の経営体力を勘案して設定された許容量に収まるように管理を行っています。また、市場取引における運用限度額や損失限度額についても、フロント部門から独立したミドル部門においてモニタリングし管理を実施しています。

信用リスク管理は、信用リスク取引のフロント部門から独立した部署において個別与信の審査、内部格付の審査、格付に応じた無担保与信限度額の管理及び自己査定における第2次査定を実施し、相互に牽制することによりリスクマネジメントを行うことを基本としています。また、特定の取引先や業種に対する与信集中についても限度を定めリスク分散に努めています。

流動性リスクの管理は、ALM委員会での系統資金動向等の把握・管理及び資金繰り管理部門と資金繰りリスク管理部門を分離し相互の連携による管理を行い、モニタリング部門の牽制により流動性リスクの発現を抑制する体制としています。

オペレーショナル・リスク管理は、リスクカテゴリーが事務リスクや法務リスク、システムリスク、情報漏えいリスク等多岐にわたるため、各部門で業務に内在するリスクを抽出し、リスクが顕在化した場合の影響度合いによりマネジメント対象を選別し、対応方針を定めその発現を抑制することを基本的方針としています。

●リスク管理体制図





法令遵守体制

●コンプライアンス基本方針

山梨県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます）は農業協同組合法をはじめ、民法や商法、政省令など様々な法令の適用を受けており、また公共性の高い信用事業を営むうえで、会員やお客さまからの高い信頼を得るためにもコンプライアンスは経営の最重要事項の一つであると考えています。

このため、役職員の行動規範として「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め、設立の意義や社会的使命の達成に向けて努力しております。

◇コンプライアンスにかかる基本方針

1. 山梨県信連の社会的責任と公共的使命の認識
2. 会員等のニーズに適した質の高い金融サービスの提供
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 反社会的勢力の排除
5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
6. 職員の人権の尊重等
7. 環境問題への取り組み
8. 社会貢献活動への取り組み

●コンプライアンス運営態勢

内部組織として、統括部署を設けるとともに専務理事を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、経営層との意思疎通を図りつつ全会的な向上に取り組んでいます。

取り組み方法としては、毎年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、その実行と検証・評価等を通じ意識の徹底と高揚に努めております。今年度も、役職員の階層別研修や通信教育の受講、各部門内でのコンプライアンス活動や管理職層のコンプライアンスオフィサー資格の取得などを計画しており、その実行状況は統括部署、コンプライアンス委員会などでそれぞれ検証していきます。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

当会は、利用者等のみなさまの個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。

なお、当会の業務内容及び個人情報の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正取得

当会は、個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業者及び委託先を適正に監督します。

5. 第三者提供の制限

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

8. 苦情窓口

当会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

①開示等の求めのお申出先窓口

当会の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申出下さい。なお、取引内容等に関するご照会は、直接取引窓口にお尋ね下さい。

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
山梨県信用農業協同組合連合会

- ・貯金業務に関する窓口 業 務 部 055-223-3516
- ・融資業務に関する窓口 融 資 部 055-223-3521
- ・そ の 他 窓 口 リスク管理部 055-223-3513

②保有個人データの取扱いや個人データの安全管理等に関する苦情等のお申出先窓口

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
山梨県信用農業協同組合連合会

リスク管理部 055-223-3513



利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型及び主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当会との利益が相反する類型

- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

- 接待・贈答を受け、又は行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、又は、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録及び保存

利益相反の特定及びその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、JA山梨信連 総務部(055-223-3514)までご連絡ください。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切にかつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当会が行う事業を外部に委託するに当たっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための体制整備に努める。

金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 ADR 手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 融資担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」とし、融資部に「金融円滑化管理担当者」を設置して、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。



反社会的勢力等との関係遮断に関する基本方針

当会は、事業を行うにつかまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

1. 当会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力等との決別)

2. 当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて一切の関係を遮断するとともに、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

3. 当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

4. 当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(取引時確認)

5. 当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

(疑わしい取引の届出)

6. 当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、すみやかに適切な措置を行い、すみやかに主務省に届出を行います。

※ 「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団又は個人を指します。

貸出についての考え方

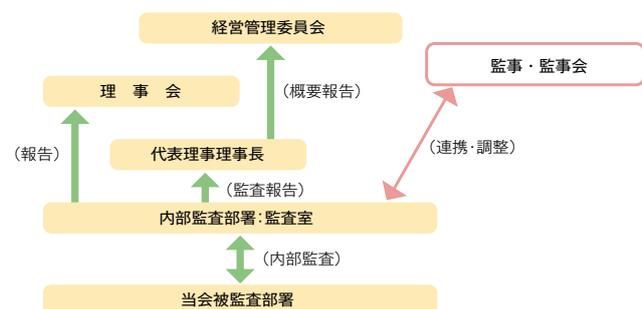
当会は、JAにお預けいただいた農家組合員及び地域のみなさまの大切な資金を安全にお預かりするとともに、農業関連に対する貸出はもとより、地元企業や公共団体などの幅広いニーズに対応し、農業をはじめとする地域産業の育成・成長やJA組合員及び地域経済の発展に寄与するための融資を積極的に行ってまいります。

内部監査体制

当会では、内部管理体制の適切性、有効性を確保するため、業務部署から独立した部署として「監査室」を設置しています。監査室では定例的な内部監査等を通じて事務処理の堅確性、事故防止のための指導等、内部監査体制の充実を図っております。

内部監査は、年度の監査計画に基づき、当会の全部署すべての業務を対象とし実効性のある内部監査を行っております。監査結果は、定期的に理事会、経営管理委員会に報告し、指摘事項の改善整備状況について定期的にフォローアップを実施しております。

●内部監査体制図



財務報告の信頼性確保と内部統制強化

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するため、内部統制に関する基本方針を制定しています。

なお、財務報告に係る内部統制の有効性については、毎年整備・運用状況の評価を行い、「財務報告の信頼性」確保に努めております。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに JA バンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

○当会の苦情等受付窓口

電 話

- ・貯金業務に関する窓口 業務部 055-223-3516
- ・融資業務に関する窓口 融資部 055-223-3521
- ・その他窓口 リスク管理部 055-223-3513

受付時間 9:00～17:00 月曜日～金曜日(祝日, 年末年始を除く)

○山梨県 JA バンク相談所

電 話 055-222-7700

受付時間 9:00～17:00 月曜日～金曜日(祝日, 年末年始を除く)

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

なお、下記弁護士会の利用に際しては、当会の苦情等受付窓口又は山梨県 JA バンク相談所にお申し出下さい。

○山梨県弁護士会民事紛争処理センター

電 話 055-235-7202

受付時間 9:00～17:00 月曜日～金曜日(祝日, 年末年始を除く)

○東京弁護士会紛争解決センター

電 話 03-3581-0031

受付時間 9:30～15:00 月曜日～金曜日(祝日, 年末年始を除く)

○第一東京弁護士会仲裁センター

電 話 03-3595-8588

受付時間 10:00～12:00 13:00～16:00 月曜日～金曜日(祝日, 年末年始を除く)

○第二東京弁護士会仲裁センター

電 話 03-3581-2249

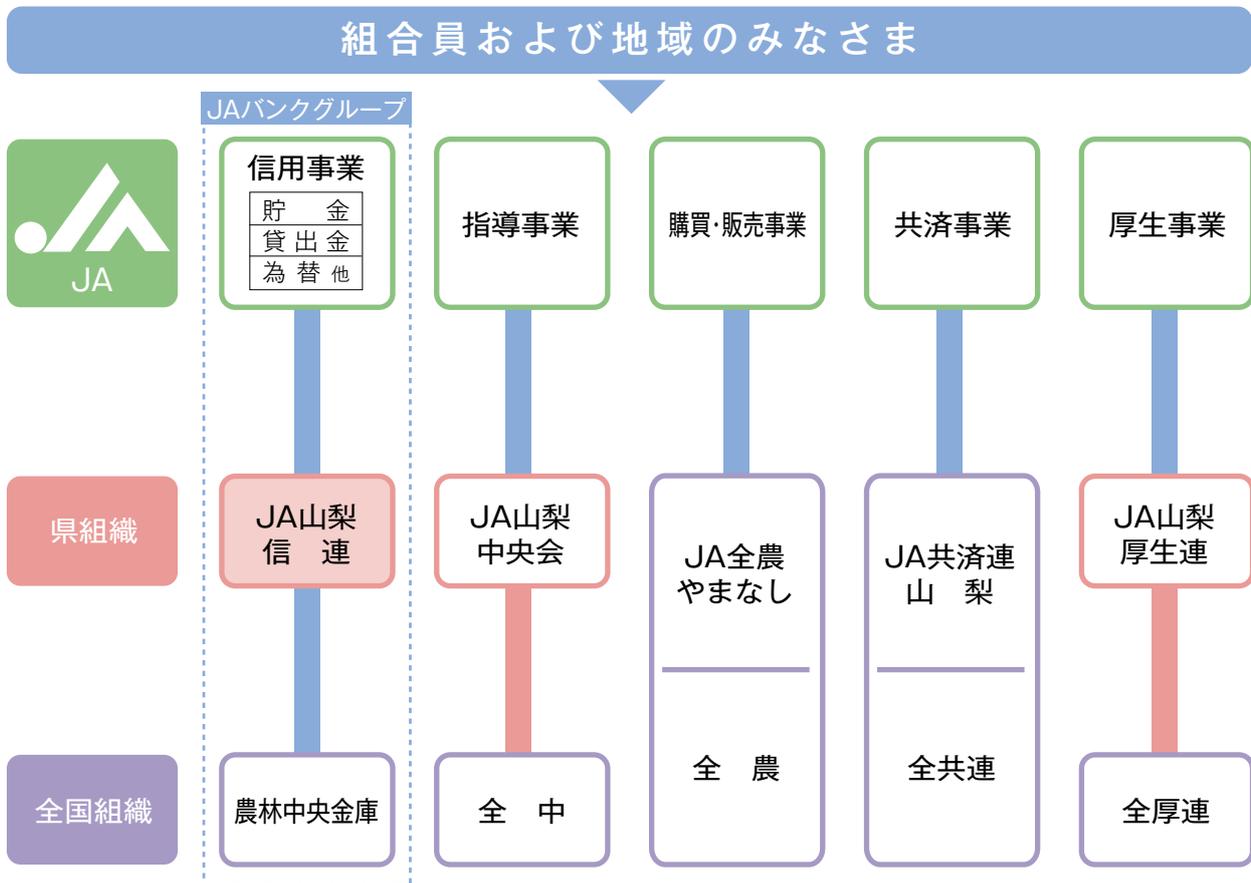
受付時間 9:30～12:00 13:00～17:00 月曜日～金曜日(祝日, 年末年始を除く)



JA グループの仕組み

JA グループは地域段階の JA, 都道府県段階の中央会・連合会, 全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織で, 組合員並びに地域の利用者のみなさまに, 便利で安心なグループとしてご利用いただけるよう信用事業のほか, 指導・経済・共済・厚生等の事業を展開しております。

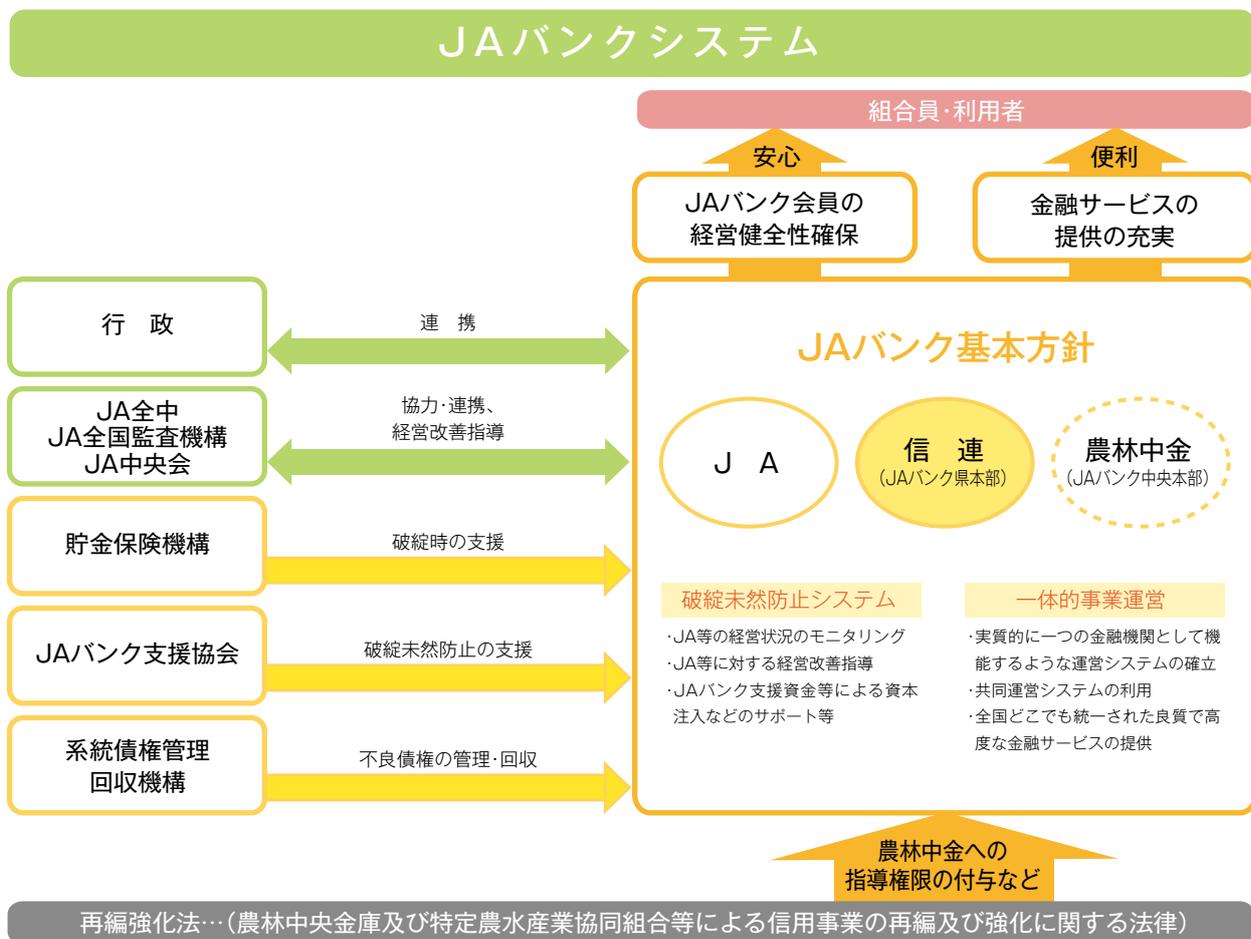
そのうち信用事業は, 便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう, 全国の JA・信連・農林中金(JA バンク会員)で「JA バンク」を構成し, 実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開しております。



● JAバンクシステムの仕組み

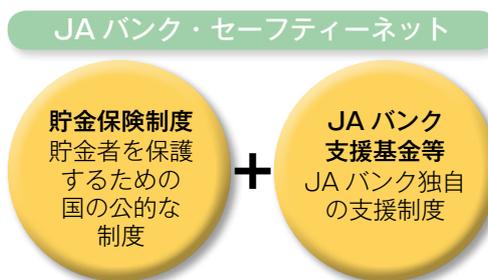
JAバンクは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者みなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活躍する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は、「破綻未然防止システム（JAバンク全体としての信頼性の確保）」と「一体的事業運営（良質で高度な金融サービスの提供）」を2つの柱としています。



●破綻未然防止システムによる JA バンク全体としての信頼性確保

JAバンクは、国の公的な制度である「貯金保険機構」に加え、JAバンクシステムに基づく自主的な「破綻未然防止システム」で支えられており、組合員・地域みなさまに安心してご利用いただけるよう、JAバンク全体の信頼性向上と金融機能維持に向けた取り組みを行っています。



●「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。



経営環境

日本経済は、積極的な金融・財政政策への転換などを柱とするアベノミクスの効果により、緩やかながらも着実な回復となりました。また、個人消費は夏場から年末にかけて減速が見られたものの、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の強まりにより再び好調なものとなり、経済成長に寄与しました。

金融情勢では、日本銀行は消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」を2年程度で実現するため、「量的・質的金融緩和」を導入しました。消費者物価指数（除く生鮮食品）は円安によるコスト高要因もあり、1%台前半まで回復しました。短期金融市場では無担保コールレート（オーバーナイト物）が0.1%割れの水準で定着しました。長期金利の目安である新発10年国債利回りは、日銀の金融緩和策発表直後の4月初旬には史上最低の0.315%まで低下した後、日銀の大規模な国債買入による流動性の低下を懸念して不安定な動きとなり、5月には1%に上昇しました。夏場以降は落ち着きを取り戻し、投資家の資金運用難とともに日銀の国債買入が需給を引き締める要因となり0.6%台を中心とした動きとなりました。

日経平均株価は、前年より続いた円安・企業業績の回復・米国株の上昇を背景に年度当初より堅調に推移し、5月には16,000円に迫る勢いとなりました。その後は一時的に大幅下落する場面が見られましたが、年末には16,000円台を回復し年初来高値を更新しました。年明け後は一旦の利益確定の動きとウクライナ情勢緊迫、新興国経済への懸念により一時14,000円割れとなりましたが、年度末にかけて14,000円台を中心とした動きとなりました。

ドル円相場は、景気回復期待、量的・質的金融緩和、米国金融政策の変更観測等を背景に5月中旬には103円台と、約4年7ヶ月ぶりの円安水準となりました。その後は11月中旬までは100円割れの水準、年度末までは100円超の水準でもみ合いました。

農業情勢では、農業生産地域における人口減少や農業者の高齢化、農業生産額の減少により、JA組合員の営農やくらしへの不安が台頭する中、これまでわが国の農業を支え、地域を支え、JAをつくりあげてきた70歳以上の農家組合員第1世代の世代交代が迫っており、地域農業の活性化と所得向上の実現が求められています。

一方、食の安全・安心への関心の高まりにより安全な国産農畜産物への需要が強まっているとともに、Uターン就農者や新規参入就農者の増加、農業生産法人・企業の農業参入の増加など農業に対する期待が高まっています。

政策面では、経営所得安定対策や生産調整の仕組み等、米政策の見直し気運の高まり、TPP交渉による農業への影響に注視する必要があります。また、農業者支援の新しい枠組みや6次産業化支援、農産物輸出促進等の動きなど農業を取り巻く環境は大きく変化しています。

県内においては、2月の大雪により県下全域で甚大な農業被害が発生し、災害対応として早期に雪害金融相談窓口を立ち上げるとともに、緊急雪害対策資金を創設し、金融面での農家支援に注力しました。

信用事業情勢では、今年度はJAバンク山梨中期戦略（平成25～27年度）の初年度にあたり、「事業推進」と「健全性確保」を両輪と位置づけたうえで、具体的な取り組みとして、①利用者基盤の拡充・再構築に向けた取り組み（農業メインバンク・生活メインバンク機能）、②地域・社会貢献、③事業（リテール）運営態勢の変革、④健全性確保を掲げて実践しました。

信用事業の収支面では、低水準の調達利回りや住宅ローン借換キャンペーンの実施により実行額が償還額を上回る等収支にはプラス要因があったものの、利ざやの縮小等により、収支状況は依然として厳しさが続くこととなりました。

このような状況の中、本会は中期経営計画（平成25～27年度、「次代へつなぐJAバンク山梨」）の初年度として、県域全体で新たな10年後を見据え、安定した信用収益構造の確立を目指して重点課題に積極的に取り組みました。

以下、本会の主要業務についてその概況をご報告申し上げます。

業績

●金融推進業務

今年度は、JAバンク山梨中期戦略（平成25～27年度）の初年度として「利用者基盤の拡充と農業メインバンク・生活メインバンクの機能強化」、「JAの現場を支える窓口担当者・渉外担当者の営業力強化」の実現に向け、重点実践事項の推進項目に取り組みました。

JA貯金については、個人貯金の増強を目的に県下統一キャンペーンを実施し、夏のキャンペーンでは懸賞品付定期貯金に金利上乗せを組み合わせた「当てるJAん」、冬のキャンペーンでは金利上乗せ定期貯金「ひだまり」を展開する

とともに、JA個人貯金残高の約5割を構成する大口利用者（世帯）との安定利用関係の構築に向けて重層訪問活動にも取り組みました。また、定年退職者層との取引拡充を目的に「退職金専用定期貯金」を県下統一商品として初めて導入しました。県下JA貯金は統一キャンペーンの取り組みや公金貯金の積極的な受け入れにより大きく伸長し、3月末の総貯金残高は6,101億円（増加率2.5%）、個人貯金残高は5,155億円（増加率1.8%）となりました。

JA貸出金については、主力商品であるJA住宅ローンの新規実行額が消費税増税前の駆け込み需要を追い風に伸長し、賃貸住宅ローンを含めた住宅資金全体の償還額をカバーするとともに、地公体貸出も前年度の大幅な落ち込みから改善し、3月末の総貸出残高は1,672億円（増加率△1.2%）と僅かながら減少しました。JAバンクローンの実行実績は住宅ローン6,688百万円（前年実績5,340百万円）、マイカーローン1,010百万円（前年実績956百万円）、教育ローン136百万円（前年実績109百万円）となりました。

キャンペーン等の主な取り組み実績としては、2月から5月にかけて新社会人等との取引拡充に向けて「JAバンク山梨春のキャンペーン」を展開し、新規口座・定期積金・給与振込獲得を推進しました。また、年金口座獲得については7月から9月を「年金指定替強化月間」に設定し、個人貯金の重要な流入財源である年金口座の伸長を図りました。

人材育成の取り組みについては、渉外担当者の信用事業に対する意識高揚を目的に「JAバンク山梨渉外担当者交流大会」を開催するとともに、「新任渉外担当者研修会」を実施し、渉外担当者のスキルアップに取り組みました。また、窓口担当者の営業力の強化に向けて「窓口セールスロールプレイング大会」を開催しました。

JAの健全性確保への取り組みとして、中央会系統との連携により、「JAバンク基本方針」に基づく指導の実効性確保に注力し、財務・体制整備モニタリング等による踏み込んだ指導を実施しました。また、JAの事務管理態勢の強化に向けて、事務手続研修会等を開催するとともに、事務堅確性向上運動を展開し、JA店舗巡回（今年度は114店舗中40店舗を巡回）を実施、自店検査の実効性確保を目指すとともに、事故・事務ミス報告制度を導入するなどJAにおける事務改善意識の向上を図りました。

ローンセンターにおける取り組みについては、農業者への農業金融の対応力強化に向け、JAと一体となりメイン強化先への全先訪問を行い、農業資金ニーズの掘り起こしに取り組みました。また、再生可能エネルギーの活用が脚光を浴びる中、農業用資産や生活用資産を活用した事業への資金ニーズに対応できるよう融資要項の改正に取り組み、70件、1.4億円の実行実績となりました。さらに、2月の大雪により発生した農業災害からの復旧支援策として、緊急雪害対策資金を創設するとともに、県・市町村と連携した利子補給制度を設け実質無利子化を実現しました。JA住宅ローンについては、消費税増税を控えた駆け込み需要、借換キャンペーンの展開により、前年度を上回る実績を確保しました。

年金センターにおける取り組みについては、JA年金相談会への社会保険労務士の派遣、年金制度加入記録の確認及び年金額の試算と受給額の確認、申請手続きの代行等、新規口座獲得に向けた支援を実施するとともに、トレーニー制度によるJA職員の年金知識取得支援、年金推進体制強化に向けたJA職員との同行推進指導を実施しました。

研修センターにおける人材育成への取り組みについては、高度な業務知識の習得と営業スキルの向上を目的に、各種研修会の実施、通信教育講座の開講、通信教育と連動した業務検定試験を実施しました。

●貯金・為替業務

貯金については、JAからの預け入れが順調に推移したことにより、期末残高は4,094億円（増加率1.2%）、平均残高は4,334億円（増加率2.0%）となりました。

為替・決済業務については、決済機能を中心に集中処理、とりまとめ機能の充実・強化に努めました。県センターの国庫金、年金及び給与振込の取扱実績は、振込件数402千件（増加率1.1%）、振込金額517億円（増加率2.2%）となりました。

●融資業務

貸出業務については、県内外の有力企業との新規取引や既往取引先との取引拡大に注力し、長期間に亘るアプローチ継続先との取引開始や取引深耕を図り、与信増加に取り組んだものの、企業の設備投資抑制やコスト削減意識による資金需要の低迷に加え、大口貸出債権の期日到来や期限前返済等の要因により、期末残高は715億円（増加率△3.9%）、平均残高は742億円（増加率0.6%、貯貸率17.1%）の実績となりました。

特融業務については、日本政策金融公庫（農林水産事業資金）は、件数・金額とも昨年度実績よりも多くの資金の実行があったものの、これを上回る期日償還により残高は減少となりました。日本政策金融公庫資金（教育資金）は、昨年度並みの実績で推移しております。また、住宅金融支援機構資金も依然として繰上償還傾向が強く、減少となりました。受託貸付金全体としては、前年度より8億円減少し、期末残高は78億円（増加率△10.1%）となりました。



● 余裕金運用業務

有価証券については、国債を主体とした定例取得、レンジ取得などによる債券を中心とした運用に取り組むとともに、市場動向を見極めながら株式や金融派生商品などによる補完的運用にも取り組みました。また、将来想定される金利上昇局面での市場関連リスクへの対応として、継続的にポートフォリオ最適化に向けて取り組みました。有価証券全体としては、平均残高は441億円（増加率△38.1%、貯証率10.1%）、期末残高は704億円（増加率40.5%）となりました。また、安定した運用資金を確保するため、債券貸借取引により市場から資金調達を行いました。

預け金については、本会の資金繰りを最優先に資金を確保しつつ、農林中央金庫の預金施設を基本に系統定期を中心とした運用に取り組みました。その結果、平均残高は3,247億円（増加率1.8%、貯預率74.9%）、期末残高は2,825億円（増加率△3.5%）となりました。

● 電算業務

信用事業の全国統一システム（J A S T E Mシステム）の県域機能として、信用事業県センターシステム・県内ネットワークシステム・窓口端末機・自動化機器（A T M）等の安定稼動を最優先事項と位置付け、その運用・管理に取り組みました。

信用事業県センターシステム（ホスト、サーバ類）及び県内ネットワークシステムについては、経年劣化等による更改を予定しており、安全・確実な移行を目指し準備を行っております。

また、JAの担当者向けのオペレーション研修会を定期的に開催し、電算業務に関する問い合わせの対応を行うとともに、必要な情報を随時JA宛提供しました。

● 経営管理

経営基盤の確立に向けて、適切な経営管理態勢（ガバナンス）のもと、全ての業務にわたる法令等遵守（コンプライアンス）、利用者の保護と利便性向上及び各種リスク管理の的確な管理に取り組みました。

また、経営管理機能の強化のため、全社的な内部統制に関する評価を実施、事務処理の堅確性と標準化を目的に統一事務手続を導入するとともに、主な業務については内部統制による整備状況・運用状況有効性評価を実施しました。

今年度は中期経営計画の初年度であったことから、計画の着実な実践、特に利益目標の確保に取り組みました。収支環境は、日銀による「量的・質的金融緩和」の導入等を要因として、長期金利の低下傾向が続き、本会の調達・運用の資金利回りは総じて低下、本会の短期調達・長期運用構造において、利ざや縮小圧力の増加という厳しいものとなりました。

主要資金については「リスクマネジメント基本方針」に則り適切にリスク管理を行った上で「年度運用方針」等を策定するとともに、今年度更改した新A L Mシステムの活用により着実かつ安定的な収益構造の確立に取り組みました。

預け金は系統預金施設の効率的な利用、貸出金は地域金融機関として県内地場産業の振興に寄与すべく取引深耕、新規取引等、取引の拡大を図りました。

不良債権比率は0.40%（前年比変わらず）となりました。

有価証券については、国内外の金融政策・経済動向等、非常に不透明な市場情勢の中、安定した利息収入の確保と金融情勢等の的確な把握及び分析に基づく機動的運用の結果、事業計画を上回る収益を確保することができました。

今年度の最終損益は、事業計画を上回る経常利益を確保する一方、事業計画対比では課税所得が拡大したことにより法人税等は増加するとともに、税効果会計における法人税等調整額は増加しました。結果、当期剰余金は793百万円と事業計画を上回る水準を確保することができました。

会員JAへの還元は、利用奨励金と特別対策費を併せて1,931百万円と、前年度を上回る水準の支出をすることができました。

今年度末より適用されたバーゼルⅢ規制による自己資本額の低下への対応として、JAのご理解ご協力のもと、既存の期限付劣後ローンの借換及び新規借入れにより、総額70億円の調達を行うことができ、自己資本の充実を図ることができました。

監査については、3回の監事監査を受監したほか、内部監査については全部署に対して115日間の定期監査、12日間の確認監査及び5日間の無通告監査を実施し、内部管理態勢、事務処理の健全化・適正化に努めました。また、外部監査として、全国農協中央会の監査を3回受監しました。

主要勘定の状況

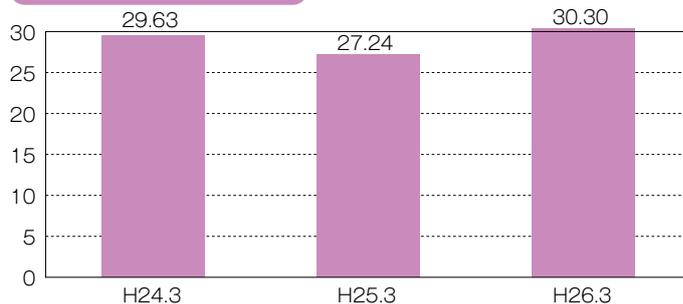
(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 23 年度末 | 平成 24 年度末 | 平成 25 年度末 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 経 常 収 益 | 6,189 | 7,849 | 5,881 |
| 経 常 利 益 | 947 | 904 | 1,092 |
| 当 期 剰 余 金 | 819 | 679 | 793 |
| 貯 金 残 高 | 395,207 | 404,502 | 409,441 |
| 貸 出 金 残 高 | 74,062 | 74,438 | 71,510 |
| 預 け 金 残 高 | 252,312 | 292,896 | 282,552 |
| 有 価 証 券 残 高 | 79,678 | 50,126 | 70,458 |



自己資本比率

自己資本比率の推移(%)



| 平成 25 年 3 月 末 | 平成 26 年 3 月 末 |
|---------------|---------------|
| 27.24% | 30.30% |

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。



リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

| 区分 | 平成 25 年 3 月末 | 平成 26 年 3 月末 | 増減 |
|------------|--------------|--------------|---------|
| 破綻先債権額 | 21 | — | △ 21 |
| 延滞債権額 | 271 | 280 | 9 |
| 3ヶ月以上債権額 | — | — | — |
| 貸出条件変更緩和債権 | — | — | — |
| 合計 | 293 | 280 | △ 12 |
| 貸出金残高 | 74,438 | 71,510 | △ 2,928 |

(注) 1. [破綻先債権]

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. [延滞債権]

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

3. [3ヶ月以上延滞債権]

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

4. [貸出条件緩和債権]

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

金融再生法開示債権の状況

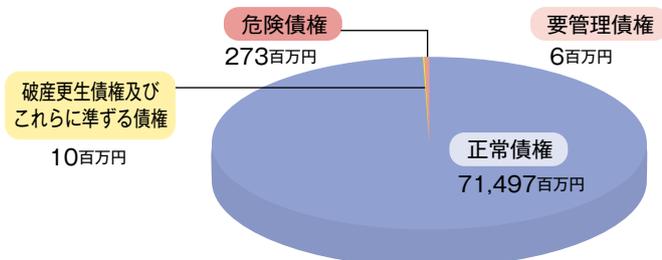
(単位：百万円)

| 債権区分 | 平成 25 年 3 月末 | 平成 26 年 3 月末 | 増減 |
|----------------------------------|--------------|--------------|---------|
| 破産更正債権及びこれらに準ずる債権(1) | 58 | 10 | △ 47 |
| 危険債権(2) | 237 | 273 | 35 |
| 要管理債権(3) | 6 | 6 | 0 |
| 金融再生法分類債権総額(4) = (1) + (2) + (3) | 302 | 290 | △ 12 |
| 保全額(5) = (6) + (7) | 302 | 286 | △ 16 |
| 担保・保証等による保全額(6) | 174 | 141 | △ 33 |
| 貸倒引当金(7) | 128 | 144 | 16 |
| 保全率(5) / (4) | 100.00% | 98.52% | △ 1.48% |
| 正常債権(8) | 74,700 | 71,497 | △ 3,202 |
| 総与信額(4) + (8) | 75,002 | 71,788 | △ 3,214 |

[総与信額] 71,788 百万円

(平成 26 年 3 月末)

うち金融再生法開示債権総額
290 百万円 (0.40%)



(注) 1. [破産更正債権及びこれらに準ずる債権]

破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻状態に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

2. [危険債権]

経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、元本回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

3. [要管理債権]

基本的には、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。

4. [正常債権]

債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権。

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連合会として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

本会は、JAバンク山梨中期戦略（平成 25～27 年度）を踏まえて、中期経営計画（平成 25～27 年度、「次代へつなぐ JA バンク山梨」）を策定し、「JA バンク基本方針の遵守を事業継続の条件と位置付け、県域全体で新たな 10 年後を見据え、安定した信用事業収益構造の確立を目指し、県域の一体的事業推進を実践する」ことを基本目標として、各重要課題に取り組みました。

中期経営計画では事業目標として下記の 3 項目を掲げて、事業目標毎に設定する重点課題に対する具体的な実践事項を設定し、実践事項に基づく計画期間中の工程表を作成し、年度毎の取り組むべき事項を明確に位置づけています。

< 事業目標 >

JA・信連の一体的業務推進体制の確立

業務の効率化

経営基盤の確立

平成 26 年度においても、引続き効果的な JA 個人貯金増強キャンペーンを展開し、JA の安定的な収益の確保とともに、本会貯金の増加による運用資金の確保に努め、本会の安定的な収益の確保と会員 JA への安定的な還元に最大限取り組んで参ります。



地域貢献情報

DISCLOSURE 2014

経営

当会は、山梨県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に貢献する地域金融機関です。

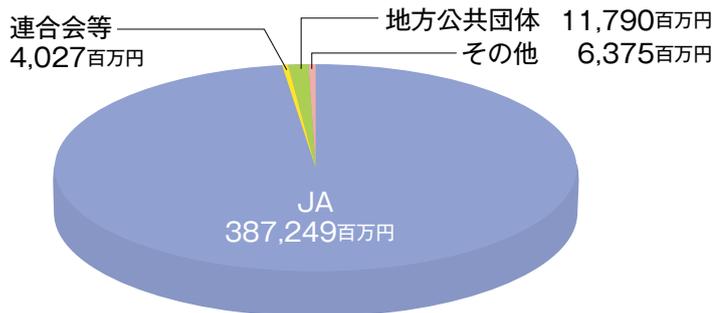
当会の資金は、その大半が県内の JA にお預けいただいた農家組合員及び地域のみなさまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では、資金を必要とする農家組合員のみなさま方や、JA・農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当会は農家組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JA との強い絆とネットワークを形成することにより JA 信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

地域からの資金調達状況

県内 JA やその関係諸団体をはじめ、組合員・地域のみなさまからも貯金をお預かりしております。貯金・定期積金のほか、国債等さまざまな商品を取り揃えています。

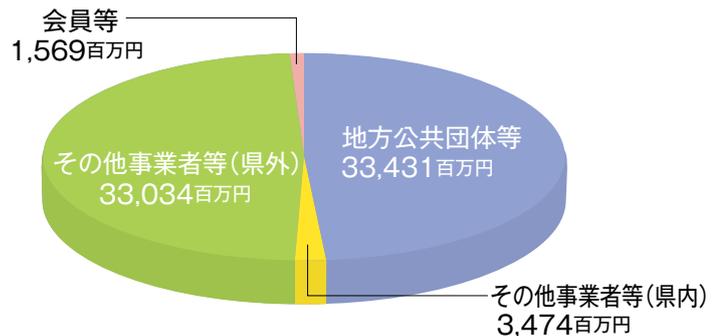
[貯金残高] 409,441 百万円
(平成 26 年 3 月末)



地域への資金供給状況

県内 JA やその関係諸団体への融資をはじめ、組合員・地域のみなさまの暮らしや農業者・事業主のみなさまの必要な資金をご融資しております。

[貸出金残高] 71,510 百万円
(平成 26 年 3 月末)



(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

食農教育応援事業

JAバンク山梨では、子供たちの農業に対する理解を深め、農業ファンを拡大し、地域発展への貢献を目的にJAバンクが一体となり展開している「JAバンク食農教育応援事業」に取り組んでおります。

具体的には、食農、環境保全、金融経済をテーマにした補助教材約1万冊を県内全小学校に贈呈するとともに、JAが実施している子供たちへの農業体験などの食農教育活動を対象としたJAバンクアグリ・エコサポート基金による費用助成事業を活用し、地域小学生への農業に対する理解促進を目指す活動を拡充しております。



県内小学校における農業体験イベントへの参画

JAバンクでは、子供たちの農業や食、それらに係わる経済活動に対する理解を育み、農業を次の世代に伝えていくための社会貢献活動として、「JAバンク食農教育応援事業」に取り組んでいます。

JAバンク山梨では、JAふえふき管内の小学校5年生の児童が6月上旬に自分たちで種まきした「ひとめぼれ」の苗を田んぼに植え込むお米作り体験学習に参画しました。



おいしいお米になりますように

農業者、中小企業等の経営改善の取組状況

当会は、協同組合金融機関として農業者、中小企業者のみなさまに必要な資金を円滑に供給することを重要な役割と位置づけ、金融円滑化にかかる基本的方針に則り、責任者を定め、組織横断的な協議体制を整え、経営支援に取り組んでおります。

具体的には、経営改善支援を行う第三者機関及び他金融機関とも連携した中で、経営改善計画により再建を目指す中小企業者に対し、条件変更を実施し、再建の支援を行っております。

各種農業関連イベントへの参加

県内の農畜産物を消費者により身近に感じてもらうよう、「味のワンダーランドやまなし」をイメージした果実・野菜の即売会の開催、また「山梨県農業まつり」等農業関係イベントへの積極的な参加をしました。



団体献血の実施

地域社会の一員として地域医療に貢献するため、JA山梨県連グループ献血友の会会員として団体献血に多くの役職員が参加しました。



「第2回JAバンク山梨年金友の会グラウンドゴルフ大会」開催

JAバンク山梨では、県下JA年金友の会の活性化と会員のみなさま方の親睦を目的として、平成25年11月に山梨中銀スタジアムにおいて「第2回JAバンク山梨年金友の会グラウンドゴルフ大会」を開催しました。

当日は192名の選手のみなさまにグラウンドゴルフを楽しんでいただきました。



入るかな？入らないかな？

年金友の会への支援

各JAで年金受給者を対象に「年金友の会」をつくり各種の活動を行っています。当会では、各JAを通じてこれらの活動を支援しております。

年金相談会

当会年金センターでは、社会保険労務士による年金相談を常時受け付けております。

また、各JAで実施する年金相談会に社会保険労務士を派遣し、地域のみなさまの年金に対する相談にお答えしております。

JAバンク山梨では、お客さまにとって第2の人生の「良き友」であり、今まで働いてきた「証」である年金を、これから受給されるみなさま、あるいは、現在受給中のみなさまのお役に少しでも立てればと考えております。



住宅ローン相談会

各JAでは、ローンリーダーを中心として在職中の方も相談できるように、毎月1回休日相談会を開催しております。また、当会ではローンセンター職員による県内住宅公園での相談会を実施しております。

JA住宅ローンは、新築・購入をはじめ、増改築・外装工事など、住宅に関するさまざまな用途にご利用いただけます。

また、すでにご利用の住宅ローンを借り換える際にもご利用いただけます。



トピックス

農業担い手金融への取り組み

JAバンク山梨では、農業担い手に対する金融支援のため、県内全JAに「担い手金融リーダー」を設け、JA農機ハウスローン、農業近代化資金を中心に農業融資に積極的に取り組んでおります。

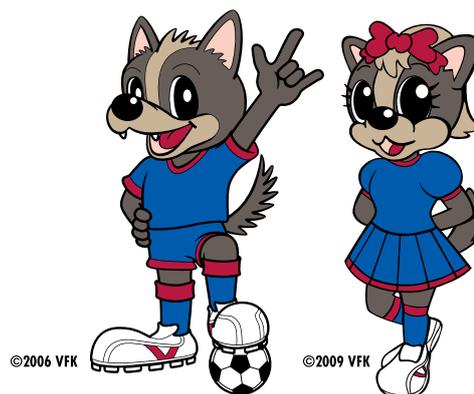
また、「JAバンク利子助成事業」等により、借入者の負担を軽減し、農業経営の安定化を支援しております。

| 資金名 | 概要 |
|-----------------|---|
| JA 農機ハウスローン ※ | 組合員の方が農業生産性向上のため農業機械・ハウス等を取得する際に、迅速かつ簡便にお借入れいただける資金です。 |
| 農業近代化資金 | 農業の「担い手」の経営改善のための長期で低利な制度資金です。施設の取得・拡張、設備・機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。「認定農業者」の方は、さらに利子助成等の措置が受けられます。 |
| JA アグリマイティー資金 ※ | 施設の取得・拡張、設備・機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できます。 |
| JA アグリスーパー資金 ※ | 水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる「認定農業者」の方に対し、農業経営に必要な運転資金を低利で提供する短期の運転資金です。 |
| JA 担い手応援ローン ※ | JAにおいて税務対応支援を受けられている組合員の方のための農業生産に必要な短期の運転資金です。 |

※印の資金は、JAバンク利子助成事業の対象となり、短期資金は年度毎、長期資金は借入当初から3年間に限り、最大1%の利子助成を受けることができます。

Jリーグへ協賛

JAグループでは、山梨県に本拠地を構える「ヴァンフォーレ甲府」へ協賛し、チームの活躍に声援を送っております。



「平成25年度JAバンク山梨 窓口セールスロールプレイング大会」開催

JAバンク山梨では、窓口営業力強化の一環として、県下JAから選抜された出場者が顧客サービス・セールス技術を競い合い、お客さまの満足度向上を目指して平成25年12月にコラニー文化ホール（山梨県民文化ホール）において窓口セールスロールプレイング大会を開催しました。



私たちは、お客様とJAをつなぐテラーです

夏のキャンペーン・冬のキャンペーン

JAバンク山梨では、冬のキャンペーンとして金利上乘せた県下統一商品として、定期貯金「ひだまり2013」に取り組みました。

また、平成26年夏のキャンペーンとして、山梨県産の果実・お米・甲州牛などの農産品や全国共通商品券などがあたる懸賞品付定期貯金「当てるJAん2014」を企画し、キャンペーンに取り組んでいます。



子育て応援定期積金

JAバンク山梨では、18歳未満のお子さまがいらっしゃる方を対象に、お子さまの成長と未来を応援する「子育て応援定期積金 みらい」を企画しました。金利上乘せの特典に加え、ご契約者の方の中から抽選で50組100名の方にテーマパークペアチケットがプレゼントされ、多くのみなさまからご好評を得ています。



各種ローンの取扱い

JAバンク山梨では、お客さまのさまざまなライフプランやニーズにあわせて、各種ローンを取り扱っております。

- JA住宅ローン「とくとくプラン」は、住宅の新築・住宅の増改築などさまざまな用途や、すでにご利用の住宅ローンを借り換える際にもご利用いただけます。また、JAカードのご利用等で金利が軽減されます。
- 「JAマイカーローン+エコ(ECO)」は、新車や中古車の購入をはじめ、車検費用・運転免許の取得・カーナビ等のご購入などカーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。また、JAとの取引内容に応じて金利が軽減されます。
- 「JA教育ローン」は、入学金や授業料をはじめアパート家賃等の、ご家族の教育に関する資金にご利用いただけます。また、お子さまの在学中は元金の返済を据え置くことができます(利息のみ返済)。

主な事業の内容

貯金業務

JA や地域のみなさまの多様化するニーズにお応えするために、有利な資産づくりと豊かなくらしのお手伝いをしております。魅力ある商品の開発に積極的に取り組み、みなさまの目的に合わせた様々な貯金を取り揃えております。また、JA を通じて振り込まれる農産物代金、年金、給与、公金の取りまとめや一括払込業務などを行っております。

さらに、キャッシュカード一枚で全国のJA・信連から貯金の入出金ができるサービスやゆうちょ銀行・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・セブン銀行から貯金の払戻しができるサービスを行っております。

また、JA・信連のキャッシュカードでコンビニATMによる入出金ができるサービスでは、手数料無料のコンビニが増えました。

●お取扱い商品のご案内

| 貯金の種類 | 特 色 | 期 間 | お預け入れ金額 |
|----------|---|---------------|-----------|
| 当座貯金 | ・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。 | 期間の制限はありません。 | 1円以上 |
| 普通貯金 | ・おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。 | 期間の制限はありません。 | 1円以上 |
| 決済性貯金 | ・貯金保険制度において全額保護の対象となります。ただし、利息は付保されません。 | 期間の制限はありません。 | 1円以上 |
| 通知貯金 | ・1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。 | 7日以上 | 50,000円以上 |
| 納税準備貯金 | ・税金の納付に備えるための貯金です。 | 入金はいつでも | 1円以上 |
| スーパー定期 | ・最長5年間までニーズにあった期間でお預け入れできる定期貯金です。 | 1か月以上 5年以内 | 1円以上 |
| 大口定期貯金 | ・1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適な商品です。 | 1か月以上 5年以内 | 1,000万円以上 |
| 変動金利定期貯金 | ・市場金利に応じて6か月ごとに金利が変更となる貯金です。 | 1年・2年・3年 | 1円以上 |
| 定期積金 | ・毎月一定額のお積立てにより、生活設計に合わせた無理ない資金づくりができます。 | 6か月以上 5年以内 | 1,000円以上 |

●商品のご利用にあたって…貯金に関しましては、約款の内容をご確認いただき、詳しくは、窓口にご相談ください。



融資業務

当会は、地域金融機関として、農業者、農業関連団体のみなさまはもとより、地元企業との結び付きを強め、融資業務を通じて地域経済の振興と発展に貢献します。特に地域農業の発展に資する農産物の加工、流通、販売事業者など、農業関連法人等への融資を積極的に行っております。

また、地方公共団体等で必要とされる低利で長期の資金需要には、豊富な当会資金をご融資し、豊かな「まちづくり・むらづくり」のお手伝いをします。

● 主な取扱商品のご案内

| | 資金の内容 | ご利用いただける方 | 資金のお使いみち | ご融資の条件など |
|--------|----------------------------------|------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 農業向け資金 | 農業近代化資金などの制度資金、アグリマイティー資金などの要項資金 | 個人、農業団体および農業関連企業 | 農業に関連した、設備、機械等の取得、運転資金、災害資金など | それぞれの取扱要領で定められた条件によります。 |
| 一般資金 | 設備資金、運転資金など | 一般企業等 | 設備、機械等の取得、運転資金、賞与、決算等の季節資金 | 資金のお使いみちなどに応じてご相談のうえ決定します。 |

●詳しくは、窓口にご相談ください。

受託貸付業務

JA 組合員をはじめ認定農業者、農業担い手のみなさまに対して日本政策金融公庫（農林水産事業）資金を、また教育資金の需要については同公庫（国民生活事業）資金にて、さらには住宅金融支援機構の受託金融機関として、地元にお住まいのみなさまの資金需要に対し、JA と一体となり対応しております。

資金・証券業務

当会がお預かりした貯金は、農業関連事業や商工業事業に対する融資を通じて地場産業の発展をお手伝いする一方、有価証券等の運用も行っております。

その運用方法は、安全性及び流動性の確保に主眼をおき、農林中金への預金を中心に国債や株式等への投資を行っているほか、先物・オプション等の金融派生商品への取り組みも行っております。

電算業務

JAバンク山梨における貯金・貸出・為替・口座振替業務及びインターネットバンキング等の信用事業オンラインシステムは、系統による全国統一の「JASTEMシステム」により安全・確実に処理を行っております。

また、ご利用されるみなさまの利便性向上のために、新たにコンビニATM2社（イーネット【ファミリーマート等】およびLAN's【ローソン等】）との提携を開始し、全国のJAバンクATMを含め、平日・土曜日の日中における手数料無料ATM台数が8万8千台となりました。

金融推進

JAに求められるニーズは、日々多様化、あるいは高度化しており、JAバンクにおける機能や役割も、より充実し、改善し続けることが必要となっております。当会は、「地域のみなさまから選ばれるJAバンク」を目指し、各JAと一体となり、みなさまのニーズにお応えするために、JAの総合力を活かした良質・高度なサービスの提供を行っております。

年金センター業務

年金に関する社会情勢への対応と、年金受給者や年金受給予定者の様々な相談ニーズに応えるため、年金の専門知識を持った年金リーダーの育成や年金相談会支援等に積極的に取り組んでおります。

ローンセンター業務

ローンセンターは、JAバンクローン（住宅ローン・マイカーローン・教育ローン等）の審査業務、ハウスメーカーやお客さまからのローン相談に対応する営業業務、管理業務を担当しております。

研修センター業務

JAからの金融法務に関する相談対応のほか、JA職員を対象とした通信教育や集合研修を実施し、組合員及び地域のみなさまのお役にたつ金融の専門知識を備えた人材育成支援を行っております。



その他サービス

全国どちらの金融機関へでもご送金・お振り込み、また、手形・小切手代金のお取り立て等が安全確実に行えます。みなさまの給与振込、年金のお受取、国・県・市町村民税の収納、電気料、水道料などの各種公共料金の口座振替、クレジットカードの代金決済など決済業務を為替事務センター・手形センター等を通じて幅広くお取り扱いしております。また、幅広い資産運用ニーズにお応えするため各種国債の窓口販売を行っております。

●その他商品

| 項目 | 内容 |
|-------------------|--|
| JA キャッシュサービス | JA のキャッシュサービスをご利用いただくと、全国の JA ・信連 ・農林中金 ・コンビニ ・ゆうちょ銀行 ・都銀 ・地銀 ・第二地銀 ・信金 ・信組 ・労金 ・セブン銀行の CD (現金自動支払機) ATM (現金自動預入 ・支払機) で、現金のお引き出し、残高照会ができます。 |
| 給与振込サービス | 給与 ・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。 |
| 各種自動受取サービス | 国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。 |
| 各種自動支払サービス | 電気料、NHK 放送受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金、当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。 |
| JA カード (クレジットカード) | 「JA ならでは」の特典を備えた JA カードはお買い物、ご旅行、お食事などお客さまのサインひとつでご利用いただけます。また、お金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。JA カード一体型 (IC キャッシュカードとクレジット機能が 1 枚になった便利なカード) も取り扱っております。 |
| デビットカード |  このマークのあるお店で、端末に JA のキャッシュカードを差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のお支払代金が即時にお客さまの口座から引き落としされます。 |
| JA ネットバンク | 窓口や ATM にいなくても、お手持ちのパソコン、携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込 ・振替などの各種サービスが 24 時間いつでもお気軽にご利用いただけます。 |

(平成 26 年 6 月末現在)

●自動化機器の設置状況

JA バンクでは、全国の JA バンクの ATM はもちろん、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ゆうちょ銀行、三菱東京 U F J 銀行に設置されている ATM についても平日日中の入出金手数料が無料で利用出来る ATM が約 8 万 8 千台あります。(平成 25 年 3 月 31 日現在)

| | 店舗内 | 店舗外 |
|-------|-----|-----|
| JA 設置 | 69 | 63 |
| 信連設置 | 1 | 3 |

(平成 26 年 6 月末現在)

※すべての自動化機器について IC 化対応済

手数料

● ATM 利用手数料

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

| ご利用カード ご利用時間帯 | | お引き出し取引(1 回当たり) | | | | | | お預入れ取引(1 回当たり) | |
|------------------|---------------|-----------------------------|----------------------|--------------------------|-------------------------|--|------------------------|-------------------------|----------------------|
| | | 当会・ 県内JA キャッシュ カード | 県外JA キャッシュ カード | JFマリンバンク キャッシュ カード | 三菱東京UFJ キャッシュ カード | 他金融機関 (三菱東京UFJ以外) キャッシュ カード(注4) | ゆうちょ銀行 キャッシュ カード | 当会・県内JA キャッシュ カード | 県外JA キャッシュ カード |
| 平日 | 8:00 ~ 8:45 | 無 料 | 無 料 | 無 料 | 108 円 | 108 円 | 216 円 | 無 料 | 無 料 |
| | 8:45 ~ 18:00 | | | | 無 料 | 108 円 | 108 円 | | |
| | 18:00 ~ 21:00 | | | | 108 円 | 216 円 | 216 円 | | |
| 土曜 | 9:00 ~ 14:00 | 無 料 | 無 料 | 無 料 | 108 円 | 216 円 | 108 円 | 無 料 | 無 料 |
| | 14:00 ~ 17:00 | | | | | | 216 円 | | |
| | 17:00 ~ 19:00 | | | | 取引不可 | 取引不可 | 取引不可 | | |
| 日曜・祝日 年末休日 | 9:00 ~ 17:00 | 無 料 | 無 料 | 無 料 | 108 円 | 216 円 | 216 円 | 無 料 | 無 料 |
| | 17:00 ~ 19:00 | | | | | | | | 取引不可 |

- (注) 1. 上記金額には消費税が含まれています。
 2. 当会・県内JA以外のお客さまは、土曜日・日曜日・祝日・年末休日の17時以降はお取引ができません。
 3. 他金融機関のお客さまは、お預入れ取引ができません。
 4. セブン銀行キャッシュカードはお取引ができません。

● 為替取扱手数料

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

| 種 類 | | | 当 会 | 県内系統 | 県外系統 | 他金融機関 | |
|--------------|-------------------|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 送金 | 普通扱 | | | 432 円 | 432 円 | 648 円 | |
| 振 込 | 電信扱 | 窓 口 | 3万円未満 | 108 円 | 216 円 | 216 円 | 540 円 |
| | | | 3万円以上 | 324 円 | 432 円 | 432 円 | 756 円 |
| | | ATM | 3万円未満 | 無 料 | 108 円 | 216 円 | 432 円 |
| | | | 3万円以上 | 無 料 | 324 円 | 432 円 | 648 円 |
| | | インター ネット バンキング | 1万円未満 | 無 料 | 54 円 | 54 円 | 216 円 |
| | | | 3万円未満 | 無 料 | 108 円 | 108 円 | 324 円 |
| | | | 3万円以上 | 無 料 | 216 円 | 216 円 | 540 円 |
| | | 定時 自動送金 | 3万円未満 | 無 料 | 108 円 | 216 円 | 432 円 |
| | 3万円以上 | | 無 料 | 324 円 | 432 円 | 648 円 | |
| | 文書扱 | 3万円未満 | | | 216 円 | 216 円 | 432 円 |
| 3万円以上 | | | 432 円 | 432 円 | 648 円 | | |
| 代金取立手数料 | | | 無 料 | 432 円 | 432 円 | 648 円 | |
| その他 (組戻等) | 送金・振込組戻手数料 | | 648 円 | | | | |
| | 振込訂正手数料 | | 648 円 | | | | |
| | 不渡手形返却料 | | 648 円 | | | | |
| | 取立手形組戻料 | | 648 円 | | | | |
| | 取立手形店頭提示料等の特殊な手数料 | | 648 円 | | | | |

- (注) 1. 上記金額には消費税が含まれています。
 2. 取立等の費用が648円を超える場合は、実費とさせていただきます。
 3. ATMを利用し振込手続を行うことが困難な方につきましては窓口での振込手数料をATM手数料といたします。



●その他の手数料

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

| 種 類 | | 手数料 | |
|--------|--|-------|----------------|
| 証明書・照会 | 残高証明書 | 定例発行 | 324 円 |
| | | 都度発行 | 540 円 |
| | 監査法人等による残高証明書発行手数料 | | 1,080 円 |
| | その他証明書 | | 540 円 |
| | 取引履歴照会 | 端末照会 | 540 円 |
| | | センタ照会 | 1,080 円 |
| | 暗証番号照会 | | 540 円 |
| 再発行 | 通帳・証書 | | 540 円 |
| | ICキャッシュカード | | 1,080 円 |
| | 一体型カード | | 1,080 円 |
| 手形・小切手 | 小切手帳 | | 540 円 (1 冊につき) |
| | 自己宛小切手発行手数料 | | 540 円 (1 枚につき) |
| | 手形帳 | | 540 円 |
| 両替※ | 1 ~ 100 枚 | | 無 料 |
| | 101 ~ 300 枚 | | 108 円 |
| | 301 ~ 500 枚 | | 216 円 |
| | 501 ~ 1,000 枚 | | 324 円 |
| | 1,001 枚以上 1,000 枚毎 | | 324 円加算 |
| | 汚損紙幣・硬貨・記念硬貨 同一金種交換 (新券含む) | | 無 料 |
| | ※取扱枚数は、硬貨と紙幣の合計枚数。 ※合計枚数は、持込又は持帰枚数のいずれが多い方を基準とする。 | | |

(注) 1. 上記金額には消費税が含まれています。

組織等について

役員

(平成26年6月末現在)

● 経営管理委員会

| | |
|-----------|-------|
| 経営管理委員会会長 | 廣瀬 久信 |
| 経営管理委員 | 關本 得郎 |
| 経営管理委員 | 高橋 明夫 |
| 経営管理委員 | 岸本 富次 |
| 経営管理委員 | 小池 通義 |
| 経営管理委員 | 長田 学 |
| 経営管理委員 | 堀川 千秋 |

● 理事会

| | |
|---------|-------|
| 代表理事理事長 | 岩下 邦夫 |
| 代表理事専務 | 中山伊代治 |
| 常務理事 | 田野口悦倍 |
| 常務理事 | 岩間 勇史 |

● 監事会

| | |
|------|-------|
| 代表監事 | 保延 寛 |
| 員外監事 | 海野 勝 |
| 常勤監事 | 米山 健二 |

会員数・職員数

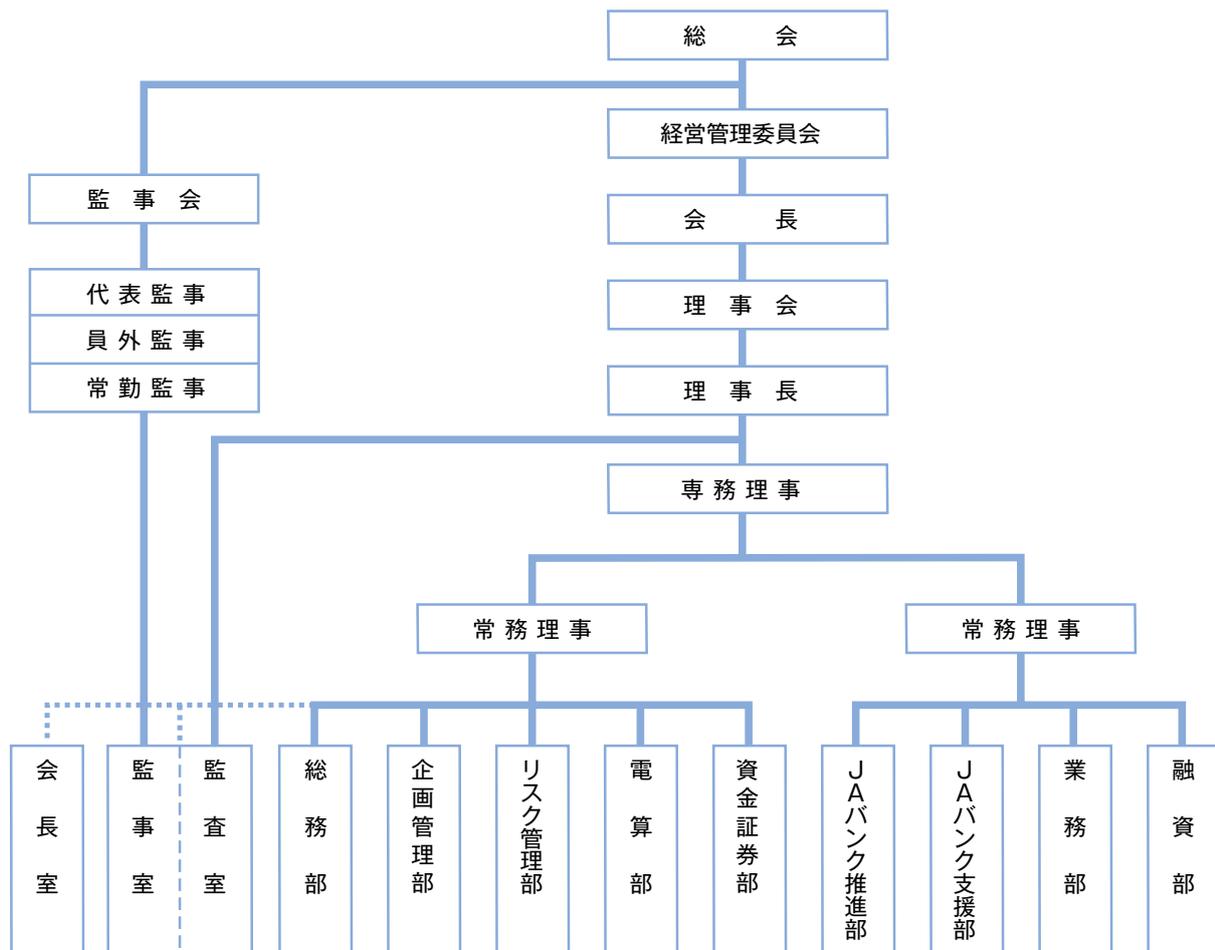
| 会 員 数 | | |
|-------|----------|----------|
| 区 分 | 平成25年3月末 | 平成26年3月末 |
| 正会員 | 15 | 15 |
| 准会員 | 18 | 18 |
| | | |
| 合 計 | 33 | 33 |

| 職 員 数(単位:人) | | |
|-------------|----------|----------|
| 区 分 | 平成25年3月末 | 平成26年3月末 |
| 参 事 | 0 | 0 |
| 男子職員 | 66 | 63 |
| 女子職員 | 36 | 37 |
| 合 計 | 102 | 100 |



機構図

(平成 26 年 6 月末現在)



特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

店舗のご案内

店舗／本所 郵便番号 400-8530 甲府市飯田一丁目 1 番 20 号 TEL (055) 223-3514

沿革・歩み

| | |
|--------|---|
| 大正 6年 | 山梨県信用組合聯合会設立 |
| 昭和 18年 | 山梨県農業会に改組 |
| 昭和 23年 | 山梨県信用農業協同組合連合会設立 大月出張所開設 |
| 昭和 24年 | 長坂出張所開設 |
| 昭和 39年 | 全国農協貯金者保護制度発足 |
| 昭和 47年 | 県下 JA 貯金 1,000 億円達成 |
| 昭和 49年 | 県センターで農協オフライン処理受託開始 |
| 昭和 53年 | 新農協会館で業務開始 県下 JA 貯金 2,000 億円達成 |
| 昭和 54年 | 全国銀行内国為替制度加盟 |
| 昭和 58年 | 長坂出張所閉所 |
| 昭和 59年 | 第一次信用事業オンライン稼働 |
| 昭和 60年 | 全国農協貯金ネットサービス開始 |
| 昭和 62年 | 国債窓販代理業務で取扱開始 |
| 昭和 63年 | 大月出張所閉所 県下 JA 貯金 3,000 億円達成 第二次信用事業オンライン稼働 |
| 平成 元年 | 山梨中央銀行との CD オンライン提携 |
| 平成 2年 | 都銀・地銀との CD オンライン提携 |
| 平成 3年 | 農協法第 10 条第 9 項に基づく特例信連の指定 第二地銀・信金・信組・労金との CD オンライン提携 外貨両替業務取扱開始 |
| 平成 4年 | 県下 JA 貯金 4,000 億円達成 |
| 平成 6年 | 国債窓販取扱開始 |
| 平成 8年 | 新信用システム稼働 |
| 平成 9年 | 後配出資制度導入 |
| 平成 10年 | 常勤監事制度導入 JA 信用事業の新しい総称「JA バンク」導入 |
| 平成 12年 | 郵貯との CD オンライン提携 デビットカード業務開始 |
| 平成 13年 | 経営管理委員会制度導入 JA ネットバンク取扱開始 JA バンク基本方針に伴う「JA バンク山梨県本部」設置 |
| 平成 14年 | セキュリティポリシーの制定 |
| 平成 15年 | 県下 JA 貯金 6,000 億円達成 |
| 平成 16年 | JASTEM システム稼働 |
| 平成 17年 | ローンセンター稼働 セブン銀行との ATM 提携 |
| 平成 18年 | IC キャッシュカード導入 |
| 平成 20年 | JA バンク ATM 顧客手数料の全国一律無料化 |
| 平成 22年 | 中期経営計画「JA バンクパワーアッププラン」スタート |
| 平成 23年 | 第 1 回 JA バンク山梨推進大会開催 |
| 平成 25年 | 中期経営計画「次代へつなぐ JA バンク山梨」スタート |

経営資料編

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| I | 決算の状況 | |
| | ●貸借対照表 | 34 |
| | ●損益計算書 | 35 |
| | ●キャッシュ・フロー計算書 | 36 |
| | ●剰余金処分計算書 | 37 |
| | ●注記表 | 37 |
| | ●財務諸表の適正性等にかかる確認 | 48 |
| II | 損益の状況 | |
| | ●最近の5事業年度の主要な経営指標 | 49 |
| | ●利益総括表 | 49 |
| | ●資金運用収支の内訳 | 50 |
| | ●受取・支払利息の増減額 | 50 |
| III | 事業の概況 | |
| | ●貯金に関する指標 | 51 |
| | ●貸出金等に関する指標 | 51 |
| | ●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 54 |
| | ●貸出金償却の額 | 54 |
| | ●リスク管理債権 | 54 |
| | ●金融再生法に基づく開示債権 | 55 |
| | ●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況 | 55 |
| | ●有価証券に関する指標 | 55 |
| | ●有価証券の時価情報等 | 56 |
| | ●受託業務・為替業務等に関する指標 | 57 |
| IV | 経営諸指標 | |
| | ●利益率 | 58 |
| | ●貯貸率・貯証率 | 58 |
| V | 自己資本の充実の状況 | |
| | ●自己資本の状況 | 59 |
| | ●信用リスクに関する事項 | 63 |
| | ●信用リスク削減手法に関する事項 | 67 |
| | ●派生商品取引のリスクに関する事項 | 68 |
| | ●証券化エクスポージャーに関する事項 | 69 |
| | ●オペレーショナル・リスクに関する事項 | 70 |
| | ●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | 71 |
| | ●金利リスクに関する事項 | 72 |
| VI | 役員等の報酬体系 | 73 |

I 決算の状況

貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 24年度 平成25年3月31日 | 25年度 平成26年3月31日 | 科 目 | 24年度 平成25年3月31日 | 25年度 平成26年3月31日 |
|---------------|--------------------|--------------------|----------------|--------------------|--------------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 現金 | 1,603 | 805 | 貯金 | 404,502 | 409,441 |
| 預け金 | 292,896 | 282,552 | 当座貯金 | 9,673 | 5,265 |
| 系統預け金 | 292,198 | 281,728 | 普通貯金 | 2,578 | 2,468 |
| 系統外預け金 | 697 | 823 | 通知貯金 | 8,310 | 4,300 |
| 有価証券 | 50,126 | 70,458 | 別段貯金 | 448 | 704 |
| 国債 | 31,820 | 54,613 | 定期貯金 | 383,414 | 396,668 |
| 地方債 | 4,104 | 3,920 | 定期積金 | 77 | 34 |
| 社債 | 8,174 | 5,000 | 借用金 | 9,594 | 10,500 |
| 株式 | 2,353 | 1,809 | 代理業務勘定 | 18 | 18 |
| 其他証券 | 3,674 | 5,115 | 其他負債 | 600 | 477 |
| 貸出金 | 74,438 | 71,510 | 未払費用 | 136 | 131 |
| 手形貸付 | 325 | 149 | 其他の負債 | 463 | 345 |
| 証書貸付 | 60,013 | 56,963 | 諸引当金 | 1,455 | 1,489 |
| 当座貸越 | 1,922 | 2,020 | 相互援助積立金 | 507 | 631 |
| 金融機関貸付 | 12,178 | 12,378 | 退職給付引当金 | 879 | 803 |
| 其他資産 | 638 | 415 | 役員退職慰労引当金 | 22 | 10 |
| 未収収益 | 464 | 206 | 賞与引当金 | 46 | 44 |
| 其他の資産 | 173 | 209 | 繰延税金負債 | 462 | 451 |
| 有形固定資産 | 467 | 454 | 債務保証 | 287 | 255 |
| 建物 | 148 | 154 | [負債の部合計] | 416,920 | 422,633 |
| 構築物 | 0 | 0 | (純資産の部) | | |
| 器具備品 | 119 | 103 | 出資金 | 15,672 | 15,672 |
| 土地 | 192 | 192 | (うち後配出資金) | (10,636) | (10,636) |
| リース資産 | 6 | 3 | 回転出資金 | 300 | 300 |
| 無形固定資産 | 375 | 378 | 利益剰余金 | 8,514 | 8,922 |
| ソフトウェア | 369 | 300 | 利益準備金 | 3,993 | 4,129 |
| ソフトウェア仮勘定 | — | 73 | 其他利益剰余金 | 4,521 | 4,793 |
| 其他の無形固定資産 | 6 | 4 | 特例特別積立金 | 450 | 450 |
| 外部出資 | 22,538 | 22,516 | 特別積立金 | 3,034 | 3,194 |
| 系統出資 | 22,010 | 22,010 | 当期末処分剰余金 | 1,037 | 1,149 |
| 系統外出資 | 528 | 506 | (うち当期剰余金) | (679) | (793) |
| 債務保証見返 | 287 | 255 | 会員資本合計 | 24,487 | 24,895 |
| 貸倒引当金 | △ 378 | △ 384 | 其他有価証券評価差額金 | 1,586 | 1,433 |
| | | | 評価・換算差額等合計 | 1,586 | 1,433 |
| | | | [純資産の部合計] | 26,073 | 26,329 |
| 資産の部合計 | 442,993 | 448,962 | 負債及び純資産の部合計 | 442,993 | 448,962 |

損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成 24 年度 自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日 | 平成 25 年度 自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日 |
|---------------------|---|---|
| 経常収益 | 7,849 | 5,881 |
| 資金運用収益 | 3,693 | 3,657 |
| (うち貸出金利息) | (1,316) | (1,269) |
| (うち預け金利息) | (1,787) | (1,822) |
| (うち有価証券利息配当金) | (587) | (535) |
| 役務取引等収益 | 1,040 | 965 |
| その他事業収益 | 2,694 | 590 |
| その他経常収益 | 422 | 667 |
| 経常費用 | 6,945 | 4,789 |
| 資金調達費用 | 1,999 | 2,189 |
| (うち貯金利息) | (1,866) | (2,088) |
| 役務取引等費用 | 408 | 395 |
| その他事業費用 | 2,083 | 34 |
| 経費 | 2,073 | 2,037 |
| その他経常費用 | 381 | 131 |
| 経常利益 | 904 | 1,092 |
| 特別利益 | — | — |
| 特別損失 | 8 | 6 |
| 税引前当期利益 | 895 | 1,085 |
| 法人税，住民税及び事業税 | 307 | 244 |
| 法人税等調整額 | △ 90 | 47 |
| 法人税等合計 | 216 | 291 |
| 当期剰余金 | 679 | 793 |
| 当期首繰越剰余金 | 358 | 356 |
| 当期末処分剰余金 | 1,037 | 1,149 |

(注) 1. 資金運用収益の「(うち預け金利息)」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

2. 資金調達費用の「(うち貯金利息)」には、JA 等に対する支払奨励金が含まれています。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成 24 年度 自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日 | 平成 25 年度 自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日 |
|---------------------------|---|---|
| 1 事業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期利益 | 895 | 1,085 |
| 減価償却費 | 226 | 211 |
| 貸倒引当金の増加額 | 85 | 5 |
| その他の引当金・積立金の増加額 | 126 | 109 |
| 資金運用収益 | △ 3,693 | △ 3,657 |
| 資金調達費用 | 1,999 | 2,189 |
| 有価証券関係損益 | △ 1,274 | △ 1,281 |
| 貸出金の純増減 | △ 375 | 2,928 |
| 預け金の純増減 | 6,000 | △ 6,000 |
| 貯金の純増減 | 9,295 | 4,938 |
| 資金運用による収入 | 3,711 | 3,909 |
| 資金調達による支出 | △ 2,007 | △ 2,189 |
| 事業分量配当金の支払額 | △ 200 | △ 100 |
| その他 | △ 14 | △ 146 |
| 小 計 | 14,774 | 2,004 |
| 法人税等の支払額 | △ 143 | △ 322 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | 14,631 | 1,681 |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | △ 405,938 | △ 119,243 |
| 有価証券の売却による収入 | 438,765 | 95,558 |
| 有価証券の償還による収入 | 500 | 4,423 |
| 固定資産の取得による支出 | △ 133 | △ 204 |
| 固定資産の処分による収入 | — | 0 |
| 外部出資による支出 | △ 5 | △ 2 |
| 外部出資による収入 | 8 | 25 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 33,197 | △ 19,443 |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 劣後特約付借入による収入 | — | 7,000 |
| 劣後特約付借入による支出 | — | △ 6,094 |
| 出資配当金の支払額 | △ 281 | △ 285 |
| 回転出資金の受入による収入 | 40 | — |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 241 | 620 |
| 4 現金及び現金同等物に係る換算差額 | — | — |
| 5 現金及び現金同等物の増加額 | 47,587 | △ 17,141 |
| 6 現金及び現金同等物の期首残高 | 46,707 | 94,295 |
| 7 現金及び現金同等物の期末残高 | 94,295 | 77,153 |

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成24年度 | 科 目 | 平成25年度 |
|-------------|--------|-------------|--------|
| 当期末処分剰余金 | 1,037 | 当期末処分剰余金 | 1,149 |
| 剰余金処分額 | 681 | 剰余金処分額 | 795 |
| 利益準備金 | 136 | 利益準備金 | 210 |
| 任意積立金 | 160 | 任意積立金 | — |
| 特別積立金 | 160 | 特別積立金 | — |
| 出資配当金 | 285 | 出資配当金 | 285 |
| 普通出資に対する配当金 | 125 | 普通出資に対する配当金 | 125 |
| 後配出資に対する配当金 | 159 | 後配出資に対する配当金 | 159 |
| 事業分量配当金 | 100 | 事業分量配当金 | 300 |
| 次期繰越剰余金 | 356 | 次期繰越剰余金 | 354 |

- (注) 1. 普通出資に対する配当率は年 2.5%、後配出資に対する配当率は年 1.5%の割合です。
 2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。
 平成24年度 1カ年定期貯金の年間平均残高 369,706百万円に対し、年 0.0270% 各対象ごと円未満切捨て
 平成25年度 1カ年定期貯金の年間平均残高 375,211百万円に対し、年 0.0799% 各対象ごと円未満切捨て

注記表

【平成24年度】(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
 その他有価証券
 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
 建 物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は15年～50年です。
 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。
 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
 法人税法の改正に伴い、当年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。
 これにより、従来の方法に比べて、当年度の経常利益及び税引前当期利益が1百万円増加しています。
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (6) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰上限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
- ② 賞与引当金

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。
- ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、山梨県JAバンク支援制度に基づき、必要と認められる額を計上しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2.表示方法の変更に関する事項

- (1) 「有形固定資産」の「器具備品」は、従来「その他の有形固定資産」として表示していましたが、その金額の重要性に鑑み当年度より独立表示しています。

3.貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、943百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

| | 1年以内 | 1年超 | 合 計 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 3百万円 | 3百万円 | 6百万円 |
| オペレーティング・リース | 19百万円 | 38百万円 | 58百万円 |

- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金 100 百万円
担保資産に対応する債務
貯金 0 百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金29,000百万円、有価証券1,003百万円、当座借越担保として、預け金100百万円を差し入れています。
なお、その他資産には、保証金2百万円が含まれています。
- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は21百万円、延滞債権額は271百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (7) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は293百万円です。
なお、(6) から(9) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は2,974百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,178百万円が含まれています。
- (12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金9,594百万円が含まれています。
- (13) 山梨県農業協同組合中央会が行う経営困難JA救済支援事業に対する負担額等
当該事業は、経営困難JAを隣接JA等への合併による救済支援を行うにあたり、合併時欠損金処理財源を補填する等の支援を行うもので、JAと連合会による賦課金方式により財源の負担要請がされています。
当該事業による支援総額は2,446百万円であり、このうち当会は当年度に33百万円を支出し、当会負担分1,788百万円の支出が完了しました。

4.金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付・永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引は、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引等を行っています。これらは、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には企画管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、取引状況のモニタリング、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの債券先物取引等です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が677百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準じる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっ

た場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------|-------------|-------------|-----------|
| 預け金 | 292,896 百万円 | 292,563 百万円 | △ 332 百万円 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 50,126 百万円 | 50,126 百万円 | －百万円 |
| 貸出金 | 74,552 百万円 | －百万円 | －百万円 |
| 貸倒引当金 | △ 378 百万円 | －百万円 | －百万円 |
| 貸倒引当金控除後 | 74,173 百万円 | 75,860 百万円 | 1,686 百万円 |
| 資産計 | 417,195 百万円 | 418,549 百万円 | 1,353 百万円 |
| 貯金 | 404,502 百万円 | 404,124 百万円 | △ 377 百万円 |
| 借入金 | 9,594 百万円 | 9,594 百万円 | －百万円 |
| 負債計 | 414,096 百万円 | 413,718 百万円 | △ 377 百万円 |

(注)1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金113百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 22,538 百万円

合計 22,538 百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|-------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 預け金 | 292,896 百万円 | －百万円 | －百万円 | －百万円 | －百万円 | －百万円 |
| 有価証券 | | | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | －百万円 | 97 百万円 | 2,000 百万円 | 800 百万円 | 4,500 百万円 | 38,913 百万円 |
| 貸出金 | 11,620 百万円 | 7,963 百万円 | 6,814 百万円 | 7,462 百万円 | 12,020 百万円 | 28,520 百万円 |
| 合 計 | 304,516 百万円 | 8,061 百万円 | 8,814 百万円 | 8,262 百万円 | 16,520 百万円 | 67,433 百万円 |

(注)1. 貸出金のうち、期限のない劣後特約貸出金10,178百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等36百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|-----|------------|----------|---------|----------|----------|----------|
| 貯金 | 403,350百万円 | 1,149百万円 | 2百万円 | －百万円 | 0百万円 | －百万円 |
| 借入金 | －百万円 | －百万円 | －百万円 | 2,961百万円 | 3,133百万円 | 3,500百万円 |
| 合計 | 403,350百万円 | 1,149百万円 | 2百万円 | 2,961百万円 | 3,133百万円 | 3,500百万円 |

(注)1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2. 借入金のうち、期限のない劣後特約借入金3,500百万円については、「5年超」に含めています。

5. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券
該当はありません。
- ② 満期保有目的の債券
該当はありません。
- ③ その他有価証券
その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

| | 種類 | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 差額 |
|--------------------------|------|-----------|-----------|----------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | 1,350百万円 | 1,686百万円 | 335百万円 |
| | 債券 | | | |
| | 国債 | 30,318百万円 | 31,820百万円 | 1,501百万円 |
| | 地方債 | 3,998百万円 | 4,104百万円 | 105百万円 |
| | 金融債 | 3,200百万円 | 3,217百万円 | 17百万円 |
| | 社債 | 3,956百万円 | 4,003百万円 | 47百万円 |
| | 外国証券 | 1,500百万円 | 1,662百万円 | 162百万円 |
| | 受益証券 | 1,782百万円 | 1,914百万円 | 131百万円 |
| | 小計 | 46,107百万円 | 48,408百万円 | 2,301百万円 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | 727百万円 | 666百万円 | △60百万円 |
| | 債券 | | | |
| | 社債 | 1,000百万円 | 952百万円 | △47百万円 |
| | 受益証券 | 100百万円 | 97百万円 | △3百万円 |
| | 小計 | 1,827百万円 | 1,717百万円 | △110百万円 |
| 合計 | | 47,935百万円 | 50,126百万円 | 2,190百万円 |

(注) 上記差額合計から、繰延税金負債604百万円を差し引いた金額1,586百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

| | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|------|------------|----------|----------|
| 株式 | 1,827百万円 | 121百万円 | 100百万円 |
| 債券 | 430,263百万円 | 2,624百万円 | 1,868百万円 |
| 受益証券 | 6,674百万円 | 286百万円 | 33百万円 |
| 合計 | 438,765百万円 | 3,033百万円 | 2,002百万円 |

- (4) 当年度中に、満期保有目的の債券68,459百万円の保有目的をポートフォリオの再構築の理由により変更し、その他有価証券に区分したうえで当年度中に32,068百万円を売却しています。保有目的区分を変更したもののうち、当年度末に継続保有している債券の評価差額を計上したことにより、総資産が1,711百万円増加しています。

6. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

② 退職給付債務及びその内訳

| | |
|---------|-----------|
| 退職給付債務 | △ 879 百万円 |
| 退職給付引当金 | △ 879 百万円 |

③ 退職給付費用の内訳

| | |
|--------------|--------|
| 勤務費用 | 39 百万円 |
| 臨時に支払った割増退職金 | 8 百万円 |
| 退職給付費用 | 47 百万円 |

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務

負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は11百万円です。

また、存続組合より示された平成25年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は179百万円です。

7.税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

| | |
|------------------|---------|
| 繰延税金資産 | |
| 退職給付引当金超過額 | 246百万円 |
| 相互援助積立金超過額 | 140百万円 |
| 貸倒引当金超過額 | 35百万円 |
| 減価償却超過額 | 29百万円 |
| 賞与引当金超過額 | 15百万円 |
| 事業税 | 18百万円 |
| 繰延資産償却超過額 | 3百万円 |
| 役員退職慰労引当金超過額 | 6百万円 |
| その他 | 2百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 497百万円 |
| 評価性引当額 | △354百万円 |
| 繰延税金資産合計(A) | 142百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △604百万円 |
| 繰延税金負債合計(B) | △604百万円 |
| 繰延税金負債の純額(A)+(B) | △462百万円 |

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 29.39% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.72% |
| 事業利用分量配当金の損金に算入された項目 | △3.28% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.04% |
| 住民税均等割 | 0.43% |
| 評価性引当額の増減 | △3.19% |
| その他 | 0.13% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 24.16% |

8.キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

9.その他の事項

該当する事項はありません。

【平成25年度】(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1.重要な会計方針に関する事項

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
 - 建物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は15年～50年です。
 - 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。
 - 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
 - 引当金の計上方法
 - 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸

倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。当該債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

- ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、山梨県JAバンク支援制度に基づき、必要と認められる額を計上しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、920百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として土地があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

| | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|--------------|-------|-------|-------|
| オペレーティング・リース | 13百万円 | 70百万円 | 84百万円 |

- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金 100百万円
担保資産に対応する債務
貯金 9百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金29,000百万円、有価証券907百万円、当座借越担保として、預け金100百万円を差し入れています。
なお、その他資産には、保証金1百万円が含まれています。
- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は280百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (7) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は280百万円です。
なお、(6) から(9) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は2,171百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,178百万円が含まれています。
- (12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,500百万円です。

3.金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付・永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引は、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引等を行っています。これらは、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には企画管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、取引状況のモニタリング、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの債券先物取引等です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,347百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準じる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------|------------|------------|----------|
| 預け金 | 282,552百万円 | 282,339百万円 | △212百万円 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 70,458百万円 | 70,458百万円 | －百万円 |
| 貸出金 | 71,617百万円 | －百万円 | －百万円 |
| 貸倒引当金 | △384百万円 | －百万円 | －百万円 |
| 貸倒引当金控除後 | 71,232百万円 | 72,566百万円 | 1,333百万円 |
| 資産計 | 424,244百万円 | 425,364百万円 | 1,120百万円 |
| 貯金 | 409,441百万円 | 409,151百万円 | △289百万円 |
| 借入金 | 10,500百万円 | 10,500百万円 | －百万円 |
| 負債計 | 419,941百万円 | 419,651百万円 | △289百万円 |

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金107百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

| 貸借対照表計上額 | |
|----------|------------|
| 外部出資 | 22,516 百万円 |
| 合計 | 22,516 百万円 |

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|-------------------|------------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
| 預け金 | 282,552百万円 | －百万円 | －百万円 | －百万円 | －百万円 | －百万円 |
| 有価証券 | | | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 96百万円 | 3,190百万円 | －百万円 | 2,100百万円 | 3,100百万円 | 57,700百万円 |
| 貸出金 | 8,879百万円 | 7,053百万円 | 8,670百万円 | 13,434百万円 | 6,275百万円 | 27,161百万円 |
| 合計 | 291,529百万円 | 10,243百万円 | 8,670百万円 | 15,534百万円 | 9,375百万円 | 84,861百万円 |

(注) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等35百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|-----|------------|----------|---------|---------|---------|-----------|
| 貯金 | 408,204百万円 | 1,236百万円 | －百万円 | 0百万円 | 0百万円 | －百万円 |
| 借入金 | －百万円 | －百万円 | －百万円 | －百万円 | －百万円 | 10,500百万円 |
| 合計 | 408,204百万円 | 1,236百万円 | －百万円 | 0百万円 | 0百万円 | 10,500百万円 |

- (注) 1.貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2.借入金のうち、期限のない劣後特約借入金3,500百万円については、「5年超」に含めています。

4.有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券
該当はありません。
- ② 満期保有目的の債券
該当はありません。
- ③ その他の有価証券
その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

| | 種 類 | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 差 額 |
|--------------------------|------|-----------|-----------|----------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | 1,355百万円 | 1,809百万円 | 453百万円 |
| | 債券 | | | |
| | 国債 | 36,532百万円 | 38,038百万円 | 1,505百万円 |
| | 地方債 | 2,399百万円 | 2,422百万円 | 23百万円 |
| | 金融債 | 1,200百万円 | 1,203百万円 | 3百万円 |
| | 社債 | 2,000百万円 | 2,020百万円 | 20百万円 |
| | 外国証券 | 1,500百万円 | 1,654百万円 | 154百万円 |
| | 受益証券 | 303百万円 | 306百万円 | 2百万円 |
| | 小 計 | 45,291百万円 | 47,454百万円 | 2,163百万円 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 債券 | | | |
| | 国債 | 16,625百万円 | 16,574百万円 | △50百万円 |
| | 地方債 | 1,499百万円 | 1,497百万円 | △2百万円 |
| | 金融債 | 800百万円 | 799百万円 | △0百万円 |
| | 社債 | 1,000百万円 | 976百万円 | △23百万円 |
| | 受益証券 | 3,261百万円 | 3,154百万円 | △106百万円 |
| | 小 計 | 23,186百万円 | 23,004百万円 | △182百万円 |
| 合 計 | | 68,478百万円 | 70,458百万円 | 1,980百万円 |

- (注) 上記差額合計から、繰延税金負債546百万円を差し引いた金額1,433百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

| | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|------|-----------|----------|-------|
| 株式 | 1,552百万円 | 267百万円 | －百万円 |
| 債券 | 84,777百万円 | 424百万円 | 29百万円 |
| 受益証券 | 9,236百万円 | 387百万円 | －百万円 |
| 合 計 | 95,565百万円 | 1,078百万円 | 29百万円 |

5.退職給付に関する事項

(1) 退職給付

- ① 採用している退職給付制度の概要
当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。
当会が採用している退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---------------|---------|
| 期首における退職給付引当金 | 879百万円 |
| 退職給付費用 | 76百万円 |
| 退職給付の支払額 | △152百万円 |
| 期末における退職給付引当金 | 803百万円 |

b 退職給付債務と貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------------------|--------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 803百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 803百万円 |
| 退職給付引当金 | 803百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 803百万円 |

c退職給付に関連する損益

| | |
|----------------|-------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 76百万円 |
|----------------|-------|

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は11百万円です。
また、存続組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は168百万円です。

6.税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

| | |
|------------------|---------|
| 繰延税金資産 | |
| 退職給付引当金超過額 | 221百万円 |
| 相互援助積立金超過額 | 174百万円 |
| 貸倒引当金超過額 | 39百万円 |
| 減価償却超過額 | 22百万円 |
| 賞与引当金超過額 | 13百万円 |
| 未払事業税 | 13百万円 |
| 繰延資産償却超過額 | 1百万円 |
| 役員退職慰勞引当金超過額 | 2百万円 |
| 開発費償却超過額 | 3百万円 |
| その他 | 2百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 496百万円 |
| 評価性引当額 | △401百万円 |
| 繰延税金資産合計(A) | 94百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △546百万円 |
| 繰延税金負債合計(B) | △546百万円 |
| 繰延税金負債の純額(A)+(B) | △451百万円 |

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 29.39% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.57% |
| 事業分量配当金 | △8.12% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.30% |
| 住民税均等割等 | 0.35% |
| 評価性引当額の増減 | 4.60% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.31% |
| その他 | 0.07% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 26.89% |

(3) 法人税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29.39%から27.61%となります。この税率変更により、繰延税金資産が3百万円減少し、法人税等調整額が3百万円増加しています。

7.キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

8.その他の事項

該当する事項はありません。

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 26 年 6 月 30 日
山梨県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 岩 下 邦 夫



(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

Ⅱ 損益の状況

DISCLOSURE 2014

●最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 経常収益 | 7,174 | 6,665 | 6,189 | 7,849 | 5,881 |
| 経常利益 | 1,408 | 1,533 | 947 | 904 | 1,092 |
| 当期剰余金 | 1,895 | 1,141 | 819 | 679 | 793 |
| 出資金 (出資口数) | 14,186 (1,418,655口) | 15,402 (1,540,255口) | 15,672 (1,567,255口) | 15,672 (1,567,255口) | 15,672 (1,567,255口) |
| 純資産額 | 21,174 | 22,901 | 23,939 | 26,073 | 26,329 |
| 総資産額 | 419,663 | 430,858 | 430,558 | 442,706 | 448,707 |
| 貯金等残高 | 386,926 | 396,291 | 395,207 | 404,502 | 409,441 |
| 預け金残高 | 242,480 | 256,503 | 252,312 | 292,896 | 282,552 |
| 有価証券残高 | 81,448 | 79,369 | 79,678 | 50,126 | 70,458 |
| 貸出金残高 | 70,845 | 70,793 | 74,062 | 74,438 | 71,510 |
| 剰余金配当金額 | 340 | 363 | 481 | 385 | 585 |
| 普通出資配当額 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 |
| 後配出資配当額 | 54 | 137 | 155 | 159 | 159 |
| 事業分量配当額 | 160 | 100 | 200 | 100 | 300 |
| 職員数 | 107人 | 107人 | 111人 | 107人 | 103人 |
| 単体自己資本比率(新基準) | 27.53% | 29.64% | 29.63% | 27.24% | 30.30% |

(注)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(パーセルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

●利益総括表

(単位：百万円, %)

| 項 目 | 平成24年度 | 平成25年度 | 増 減 |
|----------|--------|--------|----------|
| 資金運用収支 | 1,694 | 1,467 | △ 227 |
| 役務取引等収支 | 631 | 569 | △ 62 |
| その他事業収支 | 610 | 556 | △ 54 |
| 事業粗利益 | 2,936 | 2,594 | △ 342 |
| (事業粗利益率) | (0.63) | (0.57) | (△ 0.06) |

- (注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|---------------|----------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| | 平均残高 | 利 息 | 利回り | 平均残高 | 利 息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 464,241 | 3,693 | 0.79 | 455,424 | 3,657 | 0.80 |
| うち預け金 | 318,943 | 1,787 | 0.56 | 324,784 | 1,822 | 0.56 |
| うち有価証券 | 71,454 | 587 | 0.82 | 44,161 | 535 | 1.21 |
| うち貸出金 | 73,730 | 1,316 | 1.78 | 74,237 | 1,269 | 1.70 |
| 資金調達勘定 | 461,536 | 1,999 | 0.43 | 452,787 | 2,189 | 0.48 |
| うち貯金・定積 | 424,873 | 1,866 | 0.43 | 433,476 | 2,088 | 0.48 |
| うち借入金 | 9,594 | 86 | 0.89 | 9,623 | 86 | 0.89 |
| 総資金利ざや | － | △ 0.09 | △ 0.09 | － | △ 0.13 | △ 0.13 |

- (注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率
 資金調達原価率 = (資金調達費用 (貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 売現先利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息(支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (貯金 + 譲渡性貯金 + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + その他(貸付留保金, 従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成24年度増減額 | 平成25年度増減額 |
|-------------|--------------|--------------|
| 受取利息 | △ 326 | △ 35 |
| うち貸出金 | △ 36 | △ 46 |
| うち預け金 | △ 28 | 34 |
| うち有価証券 | △ 261 | △ 52 |
| うちその他の受入利息 | 0 | 28 |
| 支払利息 | 35 | 190 |
| うち貯金・定積 | 39 | 221 |
| うち借入金 | 0 | 0 |
| うちその他の支払利息 | △ 3 | △ 31 |
| 差し引き | △ 361 | △ 226 |

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

Ⅲ 事業の概況

DISCLOSURE 2014

● 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円, %)

| 種 類 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 増 減 |
|--------|---------|-------|---------|-------|-------|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 | |
| 流動性貯金 | 25,529 | 6.0 | 27,105 | 6.2 | 1,576 |
| 定期性貯金 | 399,154 | 94.0 | 406,069 | 93.7 | 6,915 |
| その他の貯金 | 189 | 0.0 | 301 | 0.1 | 112 |
| 合 計 | 424,873 | 100.0 | 433,476 | 100.0 | 8,603 |

- (注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位：百万円, %)

| 種 類 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 増 減 |
|----------|---------|-------|---------|-------|--------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 | |
| 定期貯金 | 383,414 | 100.0 | 396,668 | 100.0 | 13,254 |
| うち固定金利定期 | 383,414 | 100.0 | 396,668 | 100.0 | 13,254 |
| うち変動金利定期 | — | — | — | — | — |

- (注) 1. 固定金利定期 : 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期 : 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

● 貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成24年度 | 平成25年度 | 増 減 |
|--------|--------|--------|-------|
| 手形貸付 | 175 | 203 | 28 |
| 証書貸付 | 58,593 | 59,893 | 1,300 |
| 当座貸越 | 2,151 | 1,961 | △ 190 |
| 金融機関貸付 | 12,810 | 12,180 | △ 630 |
| 割引手形 | — | — | — |
| 合 計 | 73,730 | 74,237 | 507 |

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円, %)

| 種 類 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 増 減 |
|--------|--------|-------|--------|-------|---------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 | |
| 固定金利貸出 | 39,776 | 53.4 | 38,544 | 53.9 | △ 1,232 |
| 変動金利貸出 | 34,662 | 46.6 | 32,966 | 46.1 | △ 1,696 |
| 合 計 | 74,438 | 100.0 | 71,510 | 100.0 | △ 2,928 |

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成24年度 | 平成25年度 | 増 減 |
|------------|---------------|---------------|----------------|
| 貯金・定期積金等 | 361 | 375 | 14 |
| 有価証券 | 260 | 260 | — |
| 不動産 | 2,642 | 2,631 | △ 11 |
| その他担保物 | 30 | 30 | — |
| 小 計 | 3,293 | 3,296 | 3 |
| 農業信用基金協会保証 | 666 | 591 | △ 75 |
| その他保証 | 1,370 | 934 | △ 436 |
| 小 計 | 2,037 | 1,526 | △ 511 |
| 信用 | 69,108 | 66,687 | △ 2,421 |
| 合 計 | 74,438 | 71,510 | △ 2,928 |

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成24年度 | 平成25年度 | 増 減 |
|----------|------------|------------|-------------|
| 貯金・定期積金等 | — | — | — |
| 有価証券 | — | — | — |
| 動産 | — | — | — |
| 不動産 | 139 | 109 | △ 30 |
| その他担保物 | — | — | — |
| 小 計 | 139 | 109 | △ 30 |
| 信用 | 147 | 145 | △ 2 |
| 合 計 | 287 | 255 | △ 32 |

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 増 減 |
|------|---------------|--------------|---------------|--------------|----------------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 | |
| 設備資金 | 3,105 | 4.2 | 2,615 | 3.7 | △ 490 |
| 運転資金 | 71,333 | 95.8 | 68,895 | 96.3 | △ 2,438 |
| 合 計 | 74,438 | 100.0 | 71,510 | 100.0 | △ 2,928 |

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 増 減 |
|---------------|---------------|--------------|---------------|--------------|----------------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 | |
| 農業 | — | — | 30 | 0.0 | 30 |
| 林業 | — | — | — | — | — |
| 水産業 | — | — | — | — | — |
| 製造業 | 2,364 | 3.2 | 2,361 | 3.3 | △ 3 |
| 鉱業 | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 30 | 0.0 | 30 | 0.0 | — |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 270 | 0.4 | — | — | △ 270 |
| 運輸・通信業 | 4,426 | 5.9 | 4,142 | 5.8 | △ 284 |
| 卸売・小売・飲食業 | 1,570 | 2.1 | 1,484 | 2.1 | △ 86 |
| 金融・保険業 | 15,118 | 20.3 | 14,378 | 20.1 | △ 740 |
| 不動産業 | 2,027 | 2.7 | 2,114 | 3.0 | 87 |
| サービス業 | 9,538 | 12.8 | 9,554 | 13.4 | 16 |
| 地方公共団体 | 35,846 | 48.2 | 33,376 | 46.7 | △ 2,470 |
| その他 | 3,249 | 4.4 | 4,039 | 5.6 | 790 |
| 合 計 | 74,438 | 100.0 | 71,510 | 100.0 | △ 2,928 |

主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成24年度 | 平成25年度 | 増 減 |
|----------|--------|--------|-------|
| 農 業 | 149 | 92 | △ 57 |
| 穀作 | — | — | — |
| 野菜・園芸 | — | — | — |
| 果樹・樹園農業 | — | — | — |
| 工芸作物 | — | — | — |
| 養豚・肉牛・酪農 | — | — | — |
| 養鶏・養卵 | — | — | — |
| 養蚕 | — | — | — |
| その他農業 | 149 | 92 | △ 57 |
| 農業関連団体等 | 329 | 282 | △ 47 |
| 合 計 | 478 | 374 | △ 104 |

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JA や全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成24年度 | 平成25年度 | 増 減 |
|---------|--------|--------|-------|
| プロパー資金 | 20 | 20 | — |
| 農業制度資金 | 458 | 354 | △ 104 |
| 農業近代化資金 | 329 | 282 | △ 47 |
| その他制度資金 | 129 | 72 | △ 57 |
| 合 計 | 478 | 374 | △ 104 |

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成24年度 | 平成25年度 | 増 減 |
|------------|--------|--------|-------|
| 日本政策金融公庫資金 | 1,492 | 1,394 | △ 98 |
| その他 | 7,296 | 6,503 | △ 793 |
| 合 計 | 8,788 | 7,898 | △ 890 |

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成24年度 | | | | | 平成25年度 | | | | |
|---------|------------|------------|-------|-----|------------|------------|------------|-------|-----|------------|
| | 期 首 残 高 | 期 中 増加額 | 期中減少額 | | 期 末 残 高 | 期 首 残 高 | 期 中 増加額 | 期中減少額 | | 期 末 残 高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 258 | 250 | — | 258 | 250 | 250 | 240 | — | 250 | 240 |
| 個別貸倒引当金 | 35 | 128 | — | 35 | 128 | 128 | 144 | — | 128 | 144 |
| 合 計 | 293 | 378 | — | 293 | 378 | 378 | 384 | — | 378 | 384 |

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|
| 貸出金償却額 | — | 0 |

●リスク管理債権

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 増 減 |
|------------|--------|--------|------|
| 破綻先債権額 | 21 | — | △ 21 |
| 延滞債権額 | 271 | 280 | 9 |
| 3ヵ月以上延滞債権額 | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権額 | — | — | — |
| 合 計 | 293 | 280 | △ 13 |

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●金融再生法に基づく開示債権

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

| 債権区分 | 債権額 | 保 全 額 | | | |
|-------------------|--------|-------|----|-----|-----|
| | | 担保 | 保証 | 引当 | 合計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 10 | 2 | 7 | 0 | 10 |
| 危険債権 | 273 | 87 | 41 | 144 | 273 |
| 要管理債権 | 6 | 2 | — | — | 2 |
| 計 | 290 | 92 | 48 | 144 | 286 |
| 正常債権 | 71,497 | | | | |
| 合 計 | 71,788 | | | | |

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3ヵ月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

●有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成24年度 | 平成25年度 | 増 減 |
|--------|--------|--------|----------|
| 国債 | 55,964 | 32,921 | △ 23,043 |
| 地方債 | 1,658 | 1,770 | 112 |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 6,993 | 5,082 | △ 1,911 |
| 株式 | 2,252 | 956 | △ 1,296 |
| 外国証券 | 3,202 | 1,500 | △ 1,702 |
| その他の証券 | 1,383 | 1,931 | 548 |
| 合 計 | 71,454 | 44,161 | △ 27,293 |

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合 計 |
|---------------|------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------|----------------|--------|
| 平成25年度 | | | | | | | | |
| 国債 | — | 2,015 | — | 30,027 | 10,460 | 12,110 | — | 54,613 |
| 地方債 | — | — | 212 | — | 3,708 | — | — | 3,920 |
| 短期社債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社債 | — | — | 5,000 | — | — | — | — | 5,000 |
| 株式 | | | | | | | 1,809 | 1,809 |
| 外国証券 | — | — | — | 1,654 | — | — | — | 1,654 |
| その他の証券 | 96 | 1,190 | — | — | — | — | 2,174 | 3,461 |
| 平成24年度 | | | | | | | | |
| 国債 | — | 2,000 | — | 7,628 | 20,690 | — | — | 30,318 |
| 地方債 | — | — | 99 | 299 | 3,599 | — | — | 3,998 |
| 短期社債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社債 | — | — | 5,200 | 1,000 | 1,000 | 956 | — | 8,156 |
| 株式 | | | | | | | 2,078 | 2,078 |
| 外国証券 | — | — | — | 1,500 | — | — | — | 1,500 |
| その他の証券 | — | 100 | — | — | 500 | — | 1,282 | 1,883 |

●有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
| | 取得価額 | 時 価 | 評価損益 | 取得価額 | 時 価 | 評価損益 |
| 売買目的 | — | — | — | — | — | — |
| 満期保有目的 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 47,935 | 50,126 | 2,190 | 68,478 | 70,458 | 1,980 |
| 合 計 | 47,935 | 50,126 | 2,190 | 68,478 | 70,458 | 1,980 |

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
 3. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

デリバティブ取引等 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当する取引はありません。

2. 通貨関連取引

該当する取引はありません。

3. 株式関連取引

該当する取引はありません。

4. 債券関連取引

該当する取引はありません。

● 受託業務・為替業務等に関する指標

受託貸付金

(単位：百万円)

| 受 託 先 | 平成24年度 | 平成25年度 | 増 減 |
|----------------|--------|--------|-------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 1,492 | 1,394 | △ 98 |
| 独立行政法人住宅金融支援機構 | 7,204 | 6,427 | △ 777 |
| 独立行政法人福祉医療機構 | 91 | 76 | △ 15 |
| 合 計 | 8,788 | 7,898 | △ 890 |

内国為替

(単位：百万円)

| 種 類 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|---------|-----|----------|----------|----------|----------|
| | | 仕 向 | 被仕向 | 仕 向 | 被仕向 |
| 送金・振込為替 | 件 数 | 26,323 件 | 20,611 件 | 26,813 件 | 21,096 件 |
| | 金 額 | 195,354 | 222,048 | 340,707 | 323,098 |
| 代金取立為替 | 件 数 | 1,772 件 | 230 件 | 1,638 件 | 190 件 |
| | 金 額 | 1,962 | 67 | 1,964 | 52 |
| 雑為替 | 件 数 | 1,823 件 | 6,122 件 | 1,856 件 | 5,731 件 |
| | 金 額 | 1,467 | 9,032 | 1,349 | 8,610 |
| 合 計 | 件 数 | 29,918 件 | 26,963 件 | 30,307 件 | 27,017 件 |
| | 金 額 | 198,783 | 231,149 | 344,021 | 331,761 |

国債等の売買の媒介等業務実績

該当する取引はありません。

国債等の窓口販売業務実績

該当する取引はありません。

IV 經營諸指標

●利益率

(単位：%)

| 項 目 | 平成24年度 | 平成25年度 | 増 減 |
|-----------|--------|--------|------|
| 総資産経常利益率 | 0.18 | 0.22 | 0.04 |
| 純資産経常利益率 | 3.76 | 4.43 | 0.67 |
| 総資産当期純利益率 | 0.13 | 0.16 | 0.03 |
| 純資産当期純利益率 | 2.82 | 3.22 | 0.40 |

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

●貯貸率・貯証率

(単位：%)

| 区 分 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 増 減 |
|-----|------|--------|--------|--------|
| 貯貸率 | 期末 | 18.40 | 17.46 | △ 0.94 |
| | 期中平均 | 17.35 | 17.12 | △ 0.23 |
| 貯証率 | 期末 | 12.39 | 17.20 | 4.81 |
| | 期中平均 | 16.81 | 10.18 | △ 6.63 |

- (注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

●自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、平成26年3月末における自己資本比率は、30.30%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、回転出資金、期限付劣後債務、永久劣後債務により調達しています。

普通出資金

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|----------------|
| 発行主体 | 山梨県信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資金 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 50億円（前年度50億円） |

後配出資金

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|-----------------|
| 発行主体 | 山梨県信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 後配出資金 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 106億円（前年度106億円） |

回転出資金

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|----------------|
| 発行主体 | 山梨県信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 回転出資金 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 3億円（前年度3億円） |

期限付劣後債務

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------------|----------------|
| 発行主体 | 山梨県信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 期限付劣後債務 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 70億円（前年度42億円） |
| 償還期限 | 平成36年3月20日 |
| 一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約 | あり（※1） |

永久劣後債務

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------------|----------------|
| 発行主体 | 山梨県信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 永久劣後債務 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 35億円（前年度35億円） |
| 一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約 | あり（※1） |

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による破産手続きの場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1ヵ月前までの事前通知により償還可能

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」及び「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

平成 24 年度

(単位：百万円)

| 項 目 | | 項 目 | |
|---------------------------------|---------------|--|---------|
| 出資金 | 15,672 | 他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 | — |
| うち後配出資金 | 10,636 | 負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの | — |
| 回転出資金 | 300 | 期限付劣後債務及びこれに準ずるもの | — |
| 再評価積立金 | — | | |
| 資本準備金 | — | | |
| 利益準備金 | 4,129 | | |
| 任意積立金 | 3,644 | 非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額 | — |
| 特例特別積立金 | 450 | | |
| 特別積立金 | 3,194 | | |
| 次期繰越剰余金 | 356 | 基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。）及び信用補完機能を持つ I / O ストリップス（告示第 223 条を準用する場合を含む。） | — |
| 処分未済持分 | △ — | | |
| その他有価証券の評価差損 | △ — | | |
| 営業権相当額 | △ — | 控除項目不算入額 | △ — |
| 企業結合により計上される無形固定資産相当額 | △ — | 控除項目 計 (D) | — |
| 証券化取引により増加した自己資本に相当する額 | △ — | 自己資本額 (C - D) (E) | 32,633 |
| 基本的項目 計 (A) | 24,101 | 資産 (オン・バランス) 項目 | 114,217 |
| | | オフ・バランス取引等項目 | 514 |
| 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45% 相当額 | — | オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額 | 5,034 |
| 一般貸倒引当金 | 250 | リスク・アセット等計 (F) | 119,767 |
| 相互援助積立金 | 507 | | |
| 負債性資本調達手段等 | 7,783 | | |
| 負債性資本調達手段 | 3,500 | | |
| 期限付劣後債務 | 4,283 | | |
| 補完的項目不算入額 | △ 10 | Tier 1 比率 (A/F) | 20.12% |
| 補完的項目 計 (B) | 8,531 | 自己資本比率 (E/F) | 27.24% |
| 自己資本総額 (A+B) (C) | 32,633 | | |

平成 25 年度

(単位:百万円)

| 項目 | | 経過措置による不算入額 |
|--|----------|-------------|
| コア資本に係る基礎項目(1) | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額 | 24,009 | |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 15,672 | |
| うち、再評価積立金の額 | — | |
| うち、利益剰余金の額 | 8,922 | |
| うち、外部流出予定額(△) | 585 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 871 | |
| うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額 | 871 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 10,800 | |
| うち、回転出資金の額 | 300 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 10,500 | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | |
| コア資本に係る基礎項目の額(イ) | 35,680 | |
| コア資本に係る調整項目(2) | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計 | — | 378 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | — | 378 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | — |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額(ロ) | — | — |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額((イ) - (ロ)) / (ハ) | 35,680 | |
| リスク・アセット等(3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 113,106 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 47,743 | |
| うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) | 378 | |
| うち、繰延税金資産 | — | |
| うち、前払年金費用 | — | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 48,121 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 4,628 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | |
| リスク・アセット等の額の合計額(ニ) | 117,735 | |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率((ハ) / (ニ)) | 30.30% | |

- (注) 1. 農協法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成 24 年度は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1 年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1 年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 平成 24 年度については「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成 24 年金融庁・農水省告示第 13 号)」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「—」(ハイフン)で記載しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

| 信用リスク・アセット | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|---|-------------------|--------------------------------|-----------------------|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | エクスポージャーの 期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b = a × 4% | エクスポージャーの 期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b = a × 4% |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 30,878 | — | — | 53,974 | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | 40,102 | — | — | 37,280 | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | 1,001 | 100 | 4 | 1,001 | 100 | 4 |
| 地方三公社向け | 173 | 34 | 1 | 55 | 11 | 0 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 309,474 | 70,040 | 2,801 | 287,369 | 57,473 | 2,298 |
| 法人等向け | 27,558 | 16,528 | 661 | 26,434 | 16,822 | 672 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 57 | 43 | 1 | 58 | 43 | 1 |
| 抵当権付住宅ローン | 684 | 227 | 9 | 572 | 181 | 7 |
| 不動産取得等事業向け | 639 | 639 | 25 | 564 | 564 | 22 |
| 三月以上延滞等 | 38 | 36 | 1 | 38 | 37 | 1 |
| 信用保証協会等による保証付 | 668 | 33 | 1 | 593 | 30 | 1 |
| 出資等 | 25,837 | 25,837 | 1,033 | 4,284 | 4,284 | 171 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段 | | | | 32,080 | 80,202 | 3,208 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されないもの | | | | 94 | 237 | 9 |
| 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | 57 | 12 | 0 | 132 | 27 | 1 |
| 証券化 | — | — | — | — | — | — |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの | | | | — | △ 47,743 | △ 1,909 |
| 上記以外 | 4,349 | 1,198 | 47 | 3,208 | 832 | 33 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 441,523 | 114,732 | 4,589 | 447,743 | 113,105 | 4,524 |
| CVA リスク相当額 ÷ 8% | | | | — | — | — |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | | | | 32 | 0 | 0 |
| 信用リスクアセット額の合計額 | 441,523 | 114,732 | 4,589 | 447,775 | 113,106 | 4,524 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法> | | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b = a × 4% | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b = a × 4% | |
| | | 5,034 | 201 | 4,628 | 185 | |
| 所要自己資本額 | | リスクアセット等(分母)合計 a | 所要自己資本額 b = a × 4% | リスクアセット等(分母)合計 a | 所要自己資本額 b = a × 4% | |
| | | 119,767 | 4,790 | 117,735 | 4,709 | |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- 「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、「信用リスク管理要綱」を定めて適切に管理しています。

信用リスク管理の手法は、与信先の債務償還能力判定の基準として信用格付制度の実施、資産の自己査定、個別与信審査、各種シーリング（無担保与信限度額）管理、大口与信管理を定めております。

与信審査については、フロント・営業企画部署から独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

また、内部格付等に応じた与信限度枠の設定により企業ごとのシーリング管理を通じてリスク量のコントロールを行っています。

- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。この要領では資産の自己査定の結果に基づき、回収の危険性又は価値の毀損の度合の程度に応じて、適正な償却・引当を行うことを目的としています。

具体的には、正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を除く）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てています。要管理先債権及び破綻懸念先債権については、キャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

1. リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|------------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター(R&I) |
| 株式会社日本格付研究所(JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) |
| スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ(S&P) |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch) |

2. リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|-------------------|---------------------------------|---------------|
| 中央政府及び中央銀行 | | 日本貿易保険 |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー | R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー（長期） | R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー（短期） | R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

| | | 平成24年度 | | | | | 平成25年度 | | | | |
|-----------------|----------------|----------------------|----------------|---------------|------------|----------------|----------------------|---------------|---------------|------------|----------------|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー |
| | 国内 | 439,995 | 75,512 | 42,453 | - | 38 | 446,245 | 72,395 | 62,092 | - | 38 |
| | 国外 | 1,527 | - | 1,527 | - | - | 1,530 | - | 1,530 | - | - |
| 地域別残高計 | | 441,523 | 75,512 | 43,981 | - | 38 | 447,775 | 72,395 | 63,622 | - | 38 |
| 法人 | 農業 | 15 | 15 | - | - | - | 21 | 21 | - | - | - |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | 3,032 | 2,365 | - | - | - | 2,361 | 2,361 | - | - | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設・不動産業 | 2,058 | 2,058 | - | - | - | 2,144 | 2,144 | - | - | - |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,232 | 270 | 961 | - | - | 1,009 | - | 1,009 | - | - |
| | 運輸・通信業 | 6,677 | 5,326 | - | - | - | 6,305 | 4,947 | - | - | - |
| | 金融・保険業 | 315,926 | 16,947 | 6,734 | - | - | 325,614 | 16,899 | 4,534 | - | - |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 12,316 | 10,356 | 1,959 | - | - | 11,878 | 10,775 | 1,002 | - | - |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 71,118 | 36,095 | 34,325 | - | - | 91,282 | 33,381 | 57,076 | - | - |
| | 上記以外 | 6 | 6 | - | - | - | 6 | 6 | - | - | - |
| | 個人 | 2,070 | 2,070 | - | - | 38 | 1,856 | 1,856 | - | - | 38 |
| | その他 | 27,068 | - | - | - | - | 5,294 | - | - | - | - |
| 業種別残高計 | | 441,523 | 75,512 | 43,981 | - | 38 | 447,775 | 72,395 | 63,622 | - | 38 |
| | 1年以下 | 301,412 | 8,470 | - | - | - | 288,860 | 6,269 | - | - | - |
| | 1年超3年以下 | 10,335 | 8,335 | 2,000 | - | - | 10,748 | 8,748 | 2,000 | - | - |
| | 3年超5年以下 | 24,956 | 19,648 | 5,308 | - | - | 25,049 | 19,832 | 5,217 | - | - |
| | 5年超7年以下 | 22,648 | 12,229 | 10,419 | - | - | 43,086 | 12,998 | 30,087 | - | - |
| | 7年超10年以下 | 39,024 | 13,728 | 25,296 | - | - | 36,374 | 22,171 | 14,203 | - | - |
| | 10年超 | 13,816 | 12,859 | 956 | - | - | 14,250 | 2,136 | 12,114 | - | - |
| | 期限の定めのないもの | 29,327 | 241 | - | - | - | 29,405 | 238 | - | - | - |
| 残存期間別残高計 | | 441,523 | 75,512 | 43,981 | - | - | 447,775 | 72,395 | 63,622 | - | - |
| 平均残高計 | | 490,986 | 101,262 | 67,820 | 0 | - | 452,530 | 85,414 | 41,274 | 0 | - |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

1. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| | 平成24年度 | | | | | 平成25年度 | | | | |
|---------|----------|-----------|----------|-----|----------|----------|-----------|----------|-----|----------|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 |
| | | | 目的 使用 | その他 | | | | 目的 使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 258 | 250 | | 258 | 250 | 250 | 240 | | 250 | 240 |
| 個別貸倒引当金 | 35 | 128 | - | 35 | 128 | 128 | 144 | - | 128 | 144 |

2. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

| | 平成24年度 | | | | | | | 平成25年度 | | | | | |
|----------|----------------|-----------|-------|----------|----------|-----------|----------|-----------|-------|-----|----------|-----------|---|
| | 個別貸倒引当金 | | | | | 貸出金 償却 | 個別貸倒引当金 | | | | | 貸出金 償却 | |
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | | |
| 目的 使用 | | | その他 | 目的 使用 | | その他 | | | | | | | |
| 法人 | 農業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設・不動産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 運輸・通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 金融・保険業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | - | 104 | - | - | 104 | - | 104 | 105 | - | 104 | 105 | - |
| 上記以外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 個人 | 35 | 24 | - | 35 | 24 | - | 24 | 39 | - | 24 | 39 | - | |
| 業種別計 | 35 | 128 | - | 35 | 128 | - | 128 | 144 | - | 128 | 144 | - | |

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

| | | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|----------------|------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | 0% | — | 75,143 | 75,143 | — | 94,462 | 94,462 |
| | 2% | — | — | — | — | 32 | 32 |
| | 4% | — | — | — | — | — | — |
| | 10% | — | 1,346 | 1,346 | — | 1,317 | 1,317 |
| | 20% | 4,964 | 299,478 | 304,443 | 4,215 | 287,434 | 291,649 |
| | 35% | — | 667 | 667 | — | 555 | 555 |
| | 50% | 12,639 | 2 | 12,641 | 11,390 | 1 | 11,392 |
| | 75% | — | 57 | 57 | — | 58 | 58 |
| | 100% | 4,729 | 42,491 | 47,221 | 5,760 | 42,827 | 48,588 |
| | 150% | — | 2 | 2 | — | 3 | 3 |
| | 200% | — | — | — | — | — | — |
| | 250% | — | — | — | — | 94 | 94 |
| | その他 | — | — | — | — | — | — |
| 1250% | — | — | — | — | — | — | |
| 合計 | | 22,333 | 419,189 | 441,523 | 21,366 | 426,787 | 448,153 |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
5. 平成24年度の「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

●信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポーチャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポーチャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」において定めています。
- 信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。適格金融資産担保付取引とは、エクスポーチャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポーチャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポーチャー額としています。担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポーチャーの額

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|---------------------|----------|-----|--------------|----------|----|--------------|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | — | — | — | — | — | — |
| 地方三公社向け | — | — | — | — | — | — |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | — | — | — | — | — | — |
| 法人等向け | 134 | 279 | — | 130 | 72 | — |
| 中小企業等向け及び個人向け | — | — | — | — | — | — |
| 抵当権付住宅ローン | — | 7 | — | — | 6 | — |
| 不動産取得等事業向け | — | — | — | — | — | — |
| 三月以上延滞等 | — | — | — | — | — | — |
| 証券化 | — | — | — | — | — | — |
| 中央清算機関関連 | — | — | — | — | — | — |
| 上記以外 | — | — | — | 30 | — | — |
| 合計 | 134 | 287 | — | 160 | 79 | — |

- (注) 1. 「エクスポーチャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポーチャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポーチャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポーチャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、市場リスク（オフバランスを含む）管理の基本的方針、体制、手法等を規定した「市場リスク管理要綱」の中でリスク管理の方針を定めています。派生商品取引は市場として確立された取引手法により、原則として収支変動へのヘッジ目的として行っています。なお、取引にあたっては、毎年度、リスク限度額として派生商品取引の種類毎に「ディーリング的取引運用基準」、「債券オプション取引運用基準」、「株券オプション取引運用基準」等において極度枠を定め、取引を行っています。

派生商品取引の内訳

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 与信相当額の算出に用いる方式 | カレント・エクスポージャー方式 | カレント・エクスポージャー方式 |

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

平成24年度

該当する取引はありません。

平成25年度

該当する取引はありません。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

証券化エクスポージャーの取得につきましては、毎事業年度ごとに定める国債等債券取引運用基準に基づき行い、余裕金運用方針において発行体別取得限度額を設け管理を行っております。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関 |
|------------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター (R&I) |
| 株式会社日本格付研究所 (JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) |
| スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P) |
| フィッチレーティングスリミテッド (Fitch) |

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクについての管理の基本方針を「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定め、オペレーショナル・リスクを事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスク、業務継続リスクに分類し、リスク発現の抑制に努め管理しています。

リスクマネジメントの基本的考え方は、各リスク管理部署において、部門業務に内在するリスクを抽出しリスクが顕在化した場合の影響度合いにより選別して管理対象とし、そのリスク発現抑制を図ることとしています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

- その他有価証券として区分される株式
その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」に記載しています。
- 外部出資勘定の株式又は出資
当会の外部出資勘定には、関連団体への出資金及び株式を計上しております。外部出資の取扱いにつきましては、定款の定めに基づき出資等の決定を行い、信用リスク管理の枠組みにおいてリスク管理を行っています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|-----|----------|--------|----------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | 2,353 | 2,353 | 1,809 | 1,809 |
| 非上場 | 22,538 | 22,538 | 22,516 | 22,516 |
| 合計 | 24,892 | 24,892 | 24,325 | 24,325 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

| 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| 121 | 100 | — | 267 | — | — |

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

| 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|--------|-----|--------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 335 | 60 | 453 | 0 |

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

●金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては投資方針等の決定（企画）、取引の執行及びモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、企画はALM委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクマネジメントにかかる運営状況（市場概況、リスク管理委員会の主要決定事項、市場ポートフォリオの概況、当面の市場運用の考え方等）について、四半期ごとに理事会に報告する体制をとっています。

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、99パーセンタイル値による金利リスク量（保有期間240営業日、観測期間5年）の計測を行っています。リスク計測の頻度は月次とし、計測対象はすべての金融資産・負債としています。

コア貯金（明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間滞留する貯金）については、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高、③現在高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

金利リスクは運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量(▲)

算出した金利リスク量は毎月ALM委員会及び理事会に報告しています。

また、これらの情報を踏まえ毎月運用方針を決定しています。

内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------------------------|--------|---------|
| 内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額 | △ 226 | △ 1,562 |

VI 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日または半期毎（9・3月）に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

| | 支給総額（注2） | |
|-----------------|----------|-------|
| | 基本報酬 | 退職慰労金 |
| 対象役員（注1）に対する報酬等 | 52 | 4 |

(注1) 対象役員は、経営管理委員9名、理事7名、監事5名です。（期中に退任した者を含む。）

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の会員JA組合長から選出された委員7人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、平成25年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 平成25年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連）

1 概況及び組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織…………… 31
- (2) 理事, 経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 …… 30
- (3) 事務所の名称及び所在地…………… 31
- (4) 特定信用事業代理業者に関する事項…………… 31

2 主要な業務の内容

3 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況…………… 51
- (2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況
 - a 経常収益…………… 49
 - b 経常利益又は経常損失…………… 49
 - c 当期剰余金又は当期損失金…………… 49
 - d 出資金及び出資口数…………… 49
 - e 純資産額…………… 49
 - f 総資産額…………… 49
 - g 貯金等残高…………… 49
 - h 貸出金残高…………… 49
 - i 有価証券残高…………… 49
 - j 単体自己資本比率…………… 49
 - k 剰余金の配当の金額…………… 49
 - l 職員数…………… 49
- (3) 直近の二事業年度における事業の状況
 - a 主要な業務の状況を示す指標…………… 49
 - b 貯金に関する指標…………… 51
 - c 貸出金等に関する指標…………… 51
 - d 有価証券に関する指標…………… 55

4 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制…………… 4
- (2) 法令遵守の体制…………… 5
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況…………… 20
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容…………… 10

5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表, 損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書…………… 34
- (2) 貸出金にかかる額及びその合計額
 - a 破綻先債権に該当する貸出金…………… 54
 - b 延滞債権に該当する貸出金…………… 54
 - c 3 カ月以上延滞債権に該当する貸出金…………… 54
 - d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金…………… 54
- (4) 自己資本の充実の状況…………… 59
- (5) 取得価額又は契約価額, 時価及び評価損益
 - a 有価証券…………… 56
 - b 金銭の信託…………… 56
 - c デリバティブ取引…………… 56
 - d 金融等デリバティブ取引…………… 56
 - e 有価証券関連店頭デリバティブ取引…………… 56
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 54
- (7) 貸出金償却の額…………… 54

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）

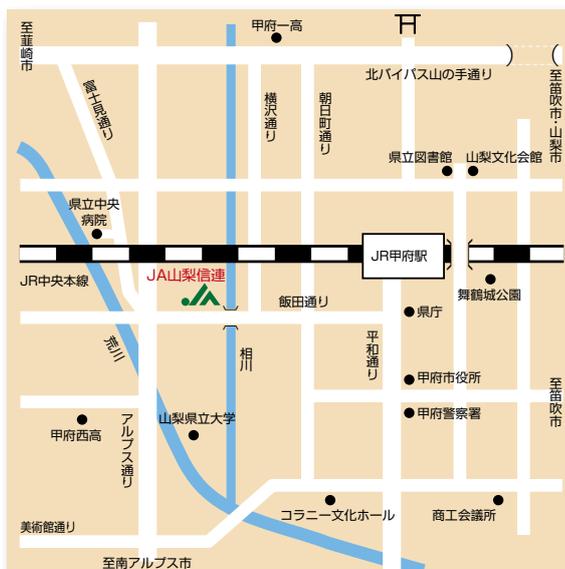
- 役員等の報酬体系…………… 73

インターネット・ホームページのご案内



<http://jabank-yamanashi.or.jp/>

QRコードはこちら



山梨県信用農業協同組合連合会

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号

☎ 055-223-3514



Disclosure 2014



山梨県信用農業協同組合連合会

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1-20
TEL 055-223-3514

JAバンク山梨

<http://www.jabank-yamanashi.net/>



この印刷物は米ぬか油を使用した
ライスインキを使用しています。